

平成23年3月 3日 開会
平成23年3月25日 閉会
(定例第3回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第44号

平成23年第3回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成23年2月28日

大山町長 森田 増範

- 1 日時 平成22年3月3日 午前10時
 - 2 場所 大山町役場議場
-

○開会日に応招した議員

竹口大紀	米本隆記
大森正治	杉谷洋一
野口昌作	池田満正
近藤大介	西尾寿博
吉原美智恵	岩井美保子
諸遊壤司	足立敏雄
小原力三	岡田 聰
椎木 学	鹿島 功
西山富三郎	野口俊明

○応招しなかった議員

なし

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 2 3 年 3 月 3 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 2 2 年 3 月 3 日 午前 1 0 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸 般 の 報 告

日程第 4 施政方針の説明

日程第 5 議案第 8 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 9 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 10 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例
について

日程第 8 議案第 11 号 大山町赤松辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 9 議案第 12 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 10 議案第 13 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 11 議案第 14 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 12 議案第 15 号 鳥取県西部ふるさと振興基金の廃止に伴う財産処分に関する協議について

日程第 13 議案第 16 号 大山町総合計画 (基本構想) の変更について

日程第 14 議案第 17 号 平成 23 年度大山町一般会計予算

日程第 15 議案第 18 号 平成 23 年度大山町土地取得特別会計予算

日程第 16 議案第 19 号 平成 23 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第 17 議案第 20 号 平成 23 年度大山町開拓専用水道特別会計予算

日程第 18 議案第 21 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計予算

日程第 19 議案第 22 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算

日程第 20 議案第 23 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計予算

日程第 21 議案第 24 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計予算

日程第 22 議案第 25 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算

日程第 23 議案第 26 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 24 議案第 27 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計予算

日程第 25 議案第 28 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 26 議案第 29 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 30 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 31 号 平成 23 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 32 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 33 号 平成 23 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 34 号 平成23年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算
- 日程第 32 議案第 35 号 平成 23 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 33 議案第 36 号 平成 22 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 34 議案第 37 号 平成 22 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 35 議案第 38 号 平成 22 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 36 議案第 39 号 平成 22 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 37 議案第 40 号 平成22年度大山町地域休養施設特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 38 議案第 41 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 39 議案第 42 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 5 号)
- 日程第 40 議案第 43 号 平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 41 議案第 44 号 平成 22 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 42 議案第 45 号 平成 22 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 43 議案第 46 号 平成 22 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 44 議案第 47 号 平成 22 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 45 議案第 48 号 平成 22 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 46 議案第 49 号 平成 22 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 47 議案第 50 号 平成 22 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 48 議案第 51 号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 49 議案第 52 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第 50 議案第 53 号 工事請負契約の締結について（大山地区拠点保育所新築工
事）

日程第 51 行政視察調査の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	10 番 岩 井 美 保 子
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 椎 木 学	16 番 鹿 島 功
17 番 西 山 富 三 郎	18 番 野 口 俊 明

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範	教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記	教育次長 …………… 狩 野 実
総務課長 …………… 押 村 彰 文	社会教育課長 …………… 手 島 千 津 夫
中山支所総合窓口課長 …… 澤 田 勝	幼児教育課長 …………… 高 木 佐 奈 江
大山支所総合窓口課長 …… 岡 田 栄	学校教育課長 …………… 林 原 幸 雄
企画情報課長 …………… 野 間 一 成	税務課長 …………… 小 谷 正 寿
建設課長 …………… 池 本 義 親	農林水産課長 …………… 山 下 一 郎
水道課長 …………… 坂 田 修	住民生活課長補佐 …… 吹 野 正 幸
福祉介護課長 …………… 戸 野 隆 弘	観光商工課長 …………… 福 留 弘 明
保健課長 …………… 斎 藤 淳	人権推進課長 …………… 門 脇 英 之
農業委員会事務局長 …… 近 藤 照 秋	地籍調査課長 …………… 種 田 順 治

代表監査委員 ……松 本 正 博
総務課参事 ……酒 嶋 宏

会計管理者……………後 藤 律 子

午前 10 時 00 分 開会

○局長（諸遊雅照君） みなさんおはようございます。互礼を行います。一同起立。礼。着席。

○議長（野口俊明君） ただいまの出席議員は 18 人です。定足数に達しておりますので、平成 23 年第 3 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口俊明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、9 番 吉原美智恵君、10 番 岩井美保子君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（野口俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 23 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 25 日の 23 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告について

○議長（野口俊明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので閲覧してください。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

12 月定例会において可決された意見書は、12 月 27 日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から政務報告及び、地方自治法第 181 条第 1 項の規定に基づきます「議

会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告」2 件の報告の申出があります。これを許します。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） おはようございます。本日から3月の定例議会どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成23年の3月定例議会におけます政務報告ということで、12月の定例議会以降におけます各種の事務事業につきまして、その主なものを報告をさせていただきたいと思っております。

まず総務課関係でございます。一つ目に、平成23年、年末年始豪雪についてでございます。この豪雪によりまして、町内の農業用ハウス・施設はもとより、住居の一部の損壊、物置や車庫の損壊も多数発生をいたしました。また、国道9号線の渋滞の時に立往生されました方々へのボランティアとして支援いただきました方々、そのお礼といたしまして、鳥取県と共に2月1日に感謝状等も持ってお礼に回らせていただいたところでもございます。

現在、被害を受けられました農業用の施設や村の有線等の復旧に係ります費用への一部助成等を行って、災害復旧のための支援を行っているところでございます。

二つ目に、区長会の開催についてでございます。

1月8日土曜日に23年の初区長会を開催いたしました。町内10ブロックのブロック会長、中山・名和・大山の各地区会長さんを決定いたして、その中で区長会の会長には、名和地区の野口正二さんを互選いただいたところでございます。

今回は、豪雪災害への各自治会の取り組みに対しますお礼や、山香荘の活用の方策、あるいは上下水道料金の統一などを中心に説明をさせていただき、ご理解とご協力をお願い申し上げたところでございます。

次に、企画情報課関係でございます。

まず一つ目に、まちづくりにつきまして、現在、各集落で「集落の健康診断」を実施をいたしております。その結果、3集落で大山町地域活性化支援事業交付金を使って事業を行っていただいております。事業につきましての相談も多数ありまして、これから集落活性化に向けての取り組み、動き出すものと期待をいたしております。行政サイドも横の連携を取り合って支援してまいりたいと考えております。

また、まちづくり推進員さんの地区会議の動きについてでございますが、逢坂地区のまちづくり推進員会議では「若い人が描くまちづくり」、これにつきまして、上中山、下中山地区のまちづくり推進員さんと合同で中山地区の若者へのアンケート調査をする予定でございました。ちょうど成人式がまちかでありましたので、全町の新成人を対象に行政と一緒にアンケートをすることとなったところであります。ちょうど

議会のほうでも、アンケートをされる計画がございましたので、議会の皆さんとの調整をさせていただきながら、このアンケートを調査を実施いたしたところでもございます。集計結果につきましては、まちづくり推進員さんの会議での話し合いの中で、資料とさせていただき、活用させていただきたいと思っております。

人権推進課の関係についてでございます。

まず一つ目に、平成 22 年度大山町みんなの人権セミナーについてでございます。同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、人権・同和問題学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的といたしまして、町民の皆さん、それから町内の事業所の勤務者などを対象にして、7 回のセミナーを開催いたしたところでございます。延べ人数、参加者数は 305 名でございました。

二つ目に、平成 22 年度人権・同和問題小地域懇談会の実施についてでございます。今年の小地域懇談会は、参加型学習を通して「人権」とはすべての人に保障されている具体的権利であるということ、また「人権」は人間が生きていくうえで欠くことのできないものであり日常的な生活に直結していることなど「人権」そのものについて学ぶ、これをポイントとして、実施をいたしたところでございます。167 集落のうち 159 集落で実施していただき、1,218 人のご参加をいただいたところでございます。

次に、福祉介護課関係でございます。

一つ目に、『はるかの窓口』の開設についてでございます。町では、「終末期を自宅で迎えたい」という意思のある方々が、それを実現できるような仕組みづくりをしようということで、平成 19 年度から医療や介護関係者によります協議会を立ち上げ、検討を続けてきたところでございます。

協議会から提案されました、医師の連携によります自宅での看取りを支援していく、その仕組みにつきまして、町内の医療関係者の皆様に説明をしてご協力をお願いしたところ、快諾をいただき、とり進めることになりましたので、本年 1 月から、この登録の相談や調整をおこなうための窓口、『はるかの窓口』を、地域包括支援センター内に設置をいたしたところでございます。

1 月以降、広報だいせんや大山町チャンネルで、この仕組みの周知をはかっているところでございますが、今月、3 月の 19 日に、この仕組みの PR も目的として「講演会とシンポジウム」を計画しているところでございます。

二つ目に、「日常生活ニーズの調査」の実施についてでございます。2 月上旬に、65 歳以上で介護認定を受けておられない方々を全員を対象として調査票をお送りし、「日常生活ニーズ調査」を実施をいたしておるところでございます。

この調査は、高齢者の地域や日常生活における課題を把握して、来年度に策定の作業を予定いたしておりますところの「第 5 期の介護保険事業計画」の基礎のデータと

して活用いたすとともに、介護予防が必要と思われまます方々を把握するために、今回初めて行なっているものでございます。

そのままでは介護が必要な状態になってしまうおそれが高い、いわゆる「特定高齢者」は、従来、健診の際にあわせておこなう生活機能評価で把握するようにしておりますけれども、一部の方の状況しかなかとらえられない面がございました。今回の調査結果をもとに、必要な方へ介護予防事業の利用をお勧めをし、事業の効果を高めたいと考えているところでございます。

次に、保健課関係でございます。

一つ目に、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成についてでございます。

この3つのワクチンの予防接種の助成につきまして、今年1月から子宮頸がんインフルエンザ菌b型（通称ヒブ）、小児用肺炎球菌の3ワクチンについて、接種費用全額の公費助成を始めているところでございます。

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの助成対象は乳幼児であり、また子宮頸がんワクチンは、22年度に限り中学3年生と高校1年生に相当する年齢を対象といたしておりましたが、平成23年度以降は中学1年生・2年生にも対象に加えることといたしておるところでございます。

二つ目に大山診療所の2階の利活用についてでございます。

大山診療所2階の入院病棟は、本年4月から地域密着型の介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームとして民間の事業者の方に貸し出しをいたすために、現在施設改修工事や事業者との協議・調整を進めているところでございます。

三つ目に、名和診療所医師の異動の内示についてでございます。

名和診療所医師の異動につきまして、鳥取県から内示がございました。2年間お世話になりました佐々木修治医師の後任として、日南病院に勤務しておられます藤田良介医師が今度名和診療所長として、4月の1日に着任される予定でございます。

続きまして農林水産課関係についてでございます。

まず一つ目に、大山ブランド開発支援事業の取り組みについてでございます。

まずコンニャク芋についてであります。香取地区で始まりましたコンニャク栽培が、本年度は全町全域で栽培が広がり、生産者の数30戸、作付面積2.2ヘクタール、収穫量で約20トン、また出荷量は約10.4トンでございました。今年の夏場の猛暑の影響で、収穫量は半減でございましたけれども、品質は良好であり町の特産品として定着するよう今後も支援を行いたいと考えております。

また、平成22年産を原料として「玉コンニャク」、「しらたき」、そういったものに製品化されて、昨年の12月の下旬から道の駅「大山恵みの里」、あるいは大山寺の旅館組合での加盟店の利用や、米子市あるいは岡山市内のデパートで販売されており

まして、また町内の学校給食でも食材として利用していただいているところでもございます。

次に、大山ピーナッツについてであります。本年度は試験栽培、最終年でございます。19戸の方々が、2.3ヘクタールで栽培をされ、約3.7トンの収穫出荷でございました。コンニャクと同様、猛暑で実入りが悪く、約2tの減収となりました。これらは、商品化をされて、道の駅「大山恵みの里」を中心に、4種類の商品として現在販売をいたしております。

3年間の支援事業は終わりましたがけれども引き続き、生産拡大につながるよう生産組合、農協、恵みの里公社等と連携を図りながら町のブランド品としての確立に向けて取り組みを進めたいと考えております。

二つ目に、耕作放棄地対策についてでございます。本年度22年度の耕作放棄地再生利用推進事業では、水田で2.1ヘクタール、畑で34.7ヘクタールの農地を再生することといたしております。昨年度21年度と合わせますと、50ヘクタールを越える実績になろうと思われま。

三つ目に、新農業水利システム保全対策事業についてでございます。水路改修、樋門設置等の工事を別所外4カ所で現在施工中でございます。

四つ目に、しっかり守る農林基盤交付金事業についてでございます。水路補修、暗渠排水等の工事を町内10工区に分け現在工事施工中でございます。

五つ目に、港整備交付金事業についてでございます。御崎漁港の整備工事を平成18年度から実施して来ましたがけれども、本年度をもって事業完了となりました。総事業費が2億8,210万5,000円でございます。また事業内容は、防波堤25mの延伸、北防波堤改良、物揚場補修でございます。

六つ目に、災害復旧事業につきまして、これは平田漁港の海岸線護岸復旧工事が完成をいたしました。総事業費で2,656万7,100円でございます。

続きまして、建設課関係でございます。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業についてでございます。町道長野二本松線維持工事を有限会社やまねが行なっています。

また、町道金屋東線維持工事を株式会社おかだが、また町道八重六ツ塚線改良工事を有限会社原田建設、また道路交通安全施設維持修繕工事(4工区)を船越建設株式会社が、そして西坪地区排水路改修工事を有限会社林原工業が、それぞれ請負施工でござい。

続きまして、観光商工課関係でございます。

一つ目に、スキー場の営業の状況についてでございます。だいせんホワイトリゾートとして再出発いたしました今シーズンは、雪のないスキー場開きでの幕開けとなりました。12月26日から一部リフトの営業を開始いたしましたところでございますが、年

末の31日からの豪雪によります交通機関の麻痺、風評被害などで1月の入り込みは大きく減ることとなりました。

しかし、「大山は元気です」、そのキャンペーンの積極的な展開や、リピーター向けのクーポン券の新規発行、あるいは雪質の良さと豊富な積雪量などPR活動を積極的に展開をし、強化いたしたことによりまして、2月末では昨シーズンとほとんど同じ売り上げまで回復をいたしてきたところでございます。豊富な積雪を武器に3月の上積みに期待をいたしているところでございます。

二つ目に、企業誘致関係についてでございます。

先日3月1日に、県知事公邸におきまして、中華人民共和国青島にあります、金竜プラスチック印刷有限公司の旧光徳小学校への工場進出に係る協定書の調印式が行なわれ、平井鳥取県知事、金（ジン）総経理、それに私の三者で固い握手を交わしてまいりました。4月1日に日本法人を設立され6月には事業開始を目指しておられるところでございます。当面は10人程度の現地雇用で、ポリエチレン袋などを生産されるものと伺っており、今後の事業展開に期待を寄せているところでございます。

そして併せまして、同じく旧光徳小学校のプール跡及び校舎の一部を活用した竹炭活用によります健康づくり施設「大山竹炭工房」、これも現在炭釜の設置工事等に取り組みを始めておられ、4月の事業実施を目指して、進んでおられるところとでもございます。全国的な注目を集めておられる取り組みでございまして、大山町の新しい名所として育てていただきますことを大きく大きく期待をいたしているところでございます。

三つ目に、大山町企業連絡会研修会の実施についてでございます。

町内進出企業16社によりまして、組織をされております大山町企業連絡会の研修会が2月24日に行なわれました。この日は米子市のJT工場跡に進出をされ、電気自動車や太陽光の発電事業に取り組みされておりますナノ・オプトニクスエナジー社の藤原社長にご講演をいただいて、最新の動向と今後の可能性について話し合いをいたしました。今後はナノ社とのパートナーシップについて働きかけを行なってまいりたいと考えております。

次に、地籍調査課関係でございます。

大山町中山、大山地区地籍調査事業についてでございます。まず、中山地区の事業につきまして、上市、住吉、塩津の各一部につきまして、本閲覧を行い認証になりましたので、法務局に国土調査の成果を送付いたしました。また大山地区事業につきましては、飯戸、種原、明間、赤松の各一部について、本閲覧を行い、認証申請中でございます。

次に、農業委員会関係でございますが、農業委員選挙の選挙人名簿の受理及び審査についてでございます。今年1月に、各農家世帯から「大山町農業委員会委員選挙人

名簿登載申請書」の提出をいただき、本町農業委員会で審査のうえ、1月末日に本町選挙管理委員会に「選挙人名簿登載申請書」を送付いたしました。

続きまして、幼児教育課関係についてでございます。

まず一つ目に、大山地区拠点保育所の建設についてでございます。大山地区拠点保育所の建設につきましては、1月末に設計を完了し、2月14日指名審査委員会で12社を指名し、3月1日指名競争入札により建築工事業者を選定をして、仮契約を締結いたしましたところでございます。なお、平成24年3月に完成、4月に開所を予定いたしております。

二つ目に、中山地区拠点保育所の建設についてでございます。

中山地区拠点保育所の建設につきましては、大山地区の拠点保育所の建設に引き続き、出来るだけ早く、早い機会に建設いたしたいとは考えておりましたが、このたび財政的に有利な補助金を受けることが可能となりましたこと、また保育所用地の目途がついたことを受け、急ぎよではございましたが、建設に取りかかることとなりました。完成は平成24年3月、4月に開所を予定いたしているところでございます。

つきまして、社会教育課関係でございます。

一つ目に、大山町成人式につきまして、平成23年「大山町成人式」を1月3日に開催いたしました。豪雪の中、関係者の皆様には大変ご心配をおかけし、また開催準備のためにご協力をいただきましたが、対象者の9割を越す181名の出席者があり、来賓の皆様とともに新成人の門出をお祝いをいたしました。

二つ目に、嘉手納町・大山町人材育成交流事業についてでございます。

2月1日から3泊4日の日程で、沖縄県嘉手納町から女子8名、男子8名の児童、そして引率者4名が来町されました。大山でのスキー交流や、名和小学校を訪問しての郷土民謡披露と太鼓演奏などによります交流、また同行されました引率者によります平和学習などを行ったところでございます。

三つ目に、生涯学習大会並びに本のあるまちづくり大会についてでございます。2月6日、保健福祉センターなわを会場に「第6回大山町生涯学習大会並びに第4回本のあるまちづくり大会」を開催し、約500人の方に参加をいただいたところでございます。

小学生児童によります百人一首大会や親子布絵本づくり教室、また講演、パネルディスカッションによりますところの、参加者も加えましたところの食育の大切さを実感をしていただいたところでもございます。

4番目に、国体記念スキー大会の開催についてでございます。第39回国体記念スキー大会を2月18日に大山ホワイトリゾート上の原エリアで開催をいたしました。幼児から中学生を対象に、ジャイアントスラロームの部に116名、クロスカントリーの部に36名のエントリーがあり、熱戦が展開をされました。

最後に、徴収金の関係についてでございます。

未収金の縮減に向けて、各課が連携を深めながら、未収金対策マニュアルに沿って、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分によります徴収に取り組んでおります。今年度これまで実施をいたしました法的処分の主なものは、税金の差押え 21 件、執行停止 27 件、水道の給水停止 18 件、給水停止予告 122 件等でございます。

また徴収実績は、別添の一覧表のとおりでございます。目を通していただきたいと思っております。各課の取り組みにつきまして、述べさせていただきます。

まず、税務課・滞納対策室であります。

各税及び介護保険料等の現年分の徴収につきましては、従来どおり電話催告、臨戸徴収に取り組むとともに、納税勧奨を行うため滞納者に来庁を要請し、滞納状況の聞き取りと納付の相談を実施いたしました。また、一部悪質な滞納者等に滞納の処分を実施をいたしました。

滞納繰越分につきまして、従来どおり法的処分を含めて滞納整理を行っておりますが、今年度は、滞納処分により完納に至った案件ばかりではなく、多重債務者に対する納税勧奨から、過払い金返還請求により完納に至った例や相続問題の解決により完納に至った例などもあり、これまでの地道な納税勧奨の継続による成果が挙がってもおるところでございます。

今後はこれまでの取り組みをさらに強化し徴収に努めてまいりたいと考えております。

建設課関係でございます。

町営住宅家賃の徴収につきましては、電話での督促、臨戸訪問し面談を繰り返しながら取り組みを進めております。

今後も、電話での督促や臨戸訪問し、面談を繰り返しながら取り組み督促に応じない方には、連帯の保証人の方に催告書を送付し、納付指導を行ってもらい滞納解消に向け取り組んでまいります。

次に、水道課でございます。

水道料金等の徴収につきましては、引き続き電話での督促や臨戸訪問を実施をして、そして面談を繰り返しながら徴収に取り組んでまいります。

下水道料金につきましても上水道と同様に滞納額減少に向けて努力をしてまいります。

人権推進課についてでございますが、住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、引き続き通知及び電話での督促や戸別の訪問を実施をして徴収に取り組んでいます。

口座引落につきましても、増額並びに新規に口座引落を依頼しているところがございます。

学校教育課につきましては、給食費の滞納分につきましては、平成 18 年度当初 174

万 9,362 円ございましたが、現在は滞納者 5 人、滞納額 45 万 9,322 円に縮小いたしております。

引き続き滞納対策室など関係課と連携をとりながら、計画的な徴収を進めてまいります。

次に、幼児教育課でございますが、保育料の徴収につきましては、現年度分は、納付が滞ることがないように保育所と連携をとりながら徴収に努めております。滞納分については、確約書に基づき、計画的な徴収に取り組んでおります。

以上、政務報告を終わります。

続きまして、報告第 1 号及び報告第 2 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてでございます。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

専決処分を行いました案件は、報告第 1 号及び報告第 2 号の両方の事案とも損害賠償についてでございます。

詳細につきましては、お手元に配布いたしております報告書のとおりでございます。

以上で、報告第 1 号及び第 2 号の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 施政方針の説明について

○議長（野口俊明君） 日程第 4、施政方針の説明についてを議題にします。平成 23 年度大山町の施政方針について説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 平成 23 年度の歳入歳出予算を大山町議会に提出するにあたりまして、本予算を通じて、私の施政に関する所信を申し上げ、議会議員各位の皆さまをはじめ、広く町民の皆さまにご理解とご協力をお願いする次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

我が国の経済状況は、平成 20 年の世界同時不況に端を発した景気の低迷が長らく深刻な影響を及ぼしてございましたが、国は最近の月例経済報告におきまして、「景気は、持ち直しに向けた動きがみられ、足踏み状態を脱しつつある。」として景気の基調判断を 2 カ月連続で上方修正いたしております。

しかし、同時に失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるという認識を示しており、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気が持ち直していくことが期待される一方、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っているこ

ともにも注意を促しています。また、中東アジア、北アフリカ諸国の現政権変革への動きは、今後の世界経済の動向に大変影響するものと考えます。

本町におきましては、政府の経済対策あるいは雇用確保対策と併せて、地域経済の改善を図る各種の施策を推し進めて来たところでもございます。

しかしながら、地域の経済状況は依然回復には至っていないと認識をいたしております。むしろ厳しさが増しつつあるように感ずるところでございます。

更に昨年、年末年始の豪雪は、ビニールハウス・畜舎の倒壊など農業施設や多数の家屋等に被害をもたらしたのを始めとして、農業、林業、水産業、商工業など地域経済に大きな大きな影響を及ぼしております。

本町では、この被害に対して引き続き各種の助成処置を継続して地域経済の立て直しに努めてまいります。

現在の厳しい地方財政の状況、また経済不況・雇用不安の長期化、国・地方公共団体を通ずる歳入・歳出一体改革の必要性を踏まえる時、引き続き簡素で効率的・効果的な行政システムを構築するため、徹底した行財政改革を推進をし、持続可能な財政への転換を図って参りたいと考えております。

平成 22 年度には、大山町総合計画の後期計画の策定を進めて参りました。後期の総合計画には、前期の総合計画の成果を土台といたしまして、総合計画の基本理念であります「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」を具現化をするために、「元気で安全・安心、そして安定」した、これをテーマとして、本町の特徴であります「大山の恵み」、国立公園大山から日本海まで有する豊富な資源、産業・歴史・文化等を、一層活かした町づくりを通して、さまざまな取り組みを進め、産業振興・地域活性・子育てへの支援・福祉の充実等につなげて参りたいと考えております。

それにより、本町を取り巻く厳しい経済状況・雇用不安を取り除き、豊かで活力あるまちづくりを実現すべく決意を新たにいたしているところでございます。

さて、平成 23 年度当初予算案の規模でございますが、一般会計で 97 億 4,000 万円、特別会計で 68 億 4,733 万 6,000 円、企業会計 3 億 9,209 万 4,000 円、前年度と比較をいたしますと、一般会計は 3,000 万円、0.3%の減となっております。

それでは、「元気で安全・安心、そして安定」を目指した各分野におけます施策の推進とその指針つきまして主なところをご説明をさせていただきます。

まず、社会基盤・生活環境でございます。永年の懸案であります山陰道の整備促進につきましては、今年の 2 月 27 日に、東伯中山間が開通をいたしました。国交省より公表されました平成 25 年度中の名和・中山間の開通の実現に向けて、国・県はじめ関係機関に更に働きかけてまいりたいと思っております。

町道整備では、淀江門高田線・神原福尾線・上市住吉線など 9 路線の改良工事など、計画的に町道網の整備を進めてまいります。また橋梁の長寿命化を図るため修繕計画

を策定をいたします。

その他、集落内道路の維持補修に対して、建設機械借上料・補修用材料費を支給を
してまいります。

農免農道整備事業では、第2大名地区の事業が本年度最後として残りの事業を実施
をいたしてまいります。

住宅施策では、中山地区での若者向け賃貸アパート増設への検討、大山口地区での
宅地分譲地完売に努めてまいります。また「空き家・空き地バンク制度」「移住支援
制度」の継続や、あらたに集落支援制度を創設をし、定住化による人口増加対策の推
進と遊休地の利活用によります若者定住対策の具体化を目指してまいります。

公共交通対策といたしましては、高齢者の方々や交通弱者の皆さまのより利便性の
ある、新たな公共交通のあり方の検討を進めております。それを具体化し、本年度内、
23年度内実施に向けた「大山町方式の公共交通」の確立を目指してまいります。

また、交通安全関係団体等の連携を強化をして、町民の皆さまの交通安全意識の普
及啓発に努め、交通事故の減少や交通違反の撲滅に努めてまいります。

防災対策では、住民の皆さまの生命、身体財産の安全と保護を図るため、年末年始
の豪雪対応を踏まえ、自主防災組織のさらなる育成強化に努めますとともに、火災報
知器点検の実施や総合防災訓練を行い、防災意識の高揚を図ってまいります。

環境衛生対策では、4月から中山清掃センターの稼働を中止し、一部は米子市クリ
ーンセンターに焼却を委託します。そのため「ごみのさらなる減量化」を進め、環境
に配慮しながらゴミ処理経費を抑えるため、分別収集の徹底などごみ減量化に向けた
取り組みを進めてまいります。

上下水道事業の対策では、下水道接続の推進を目指してまいりたいと考えておりま
す。また、地球環境保全防止の取り組みとして、平成20年度から「地球温暖化対策の
推進に関する法律」の規定に基づいた、「地球温暖化防止のための実行計画」を策定
し、全職場において省資源・省エネルギーなど職員の環境意識の高揚拡大と実践に努
めており、継続して意識改革に取り組むとともに、太陽光発電導入促進事業等も引き
続き活用していただくこととしております。また、新しい公共交通のあり方の中で電
気自動車の導入や充電スタンドの設置を計画をいたしてしております。

次に、産業・雇用でございます。

大山町の基幹産業であります農業、これをとりまく情勢は、農業従事者の高齢化、
あるいは農畜産物の価格低迷など、多くの課題を抱え、厳しい環境にはございますが、
中山間地域等直接支払推進事業、あるいは農地・水・環境保全向上活動支援事業、そ
ういったものの集落を中心とした事業の展開や企業等異業種参入促進支援事業への取
組み、チャレンジプラン支援事業など担い手農家の方々や農業後継者の育成、新規就
農者の支援、あるいは農業経営基盤の強化、また耕作放棄地解消に向けた取り組みも

図ってまいります。

また、消費者の動向をふまえた、安心安全の多品目周年出荷型の農産品を供給します大山ブランド産地づくりとして、大山エコ農業推進モデル事業を継続実施をして、農家所得の向上に取り組めます。

農地の基盤整備では、畑地帯総合整備事業等の実施により、畑かん施設の幹線・支線水路工事と道路整備に継続して取り組むとともに、しっかり守る農林基盤交付金事業等に取り組む、農業関係者の方々への耕作意欲の向上に努めてまいります。

本町では、県下でも有数の農業地帯であり、豊富な農産物、畜産物を有しております。また県内一のさざえ・わかめの水揚げを誇る水産地域でもございます。

一次産品の高付加価値化や地域活性化へ向け、地産地消活動や観光交流産業化への取り組みを推進いたします。道の駅「大山恵みの里」や「農産物処理加工施設」を活用し、地産地消の普及・定着化や加工品の流通販売システム構築によります農業者の皆さんへの所得向上、また「大山ツーリズム推進」等、観光交流産業化への展開を図ってまいります。交流人口創出・地域活性化策として名和地域休養施設活性化事業を具現化したいと考えております。

また、大山恵みの里づくり計画の着実な実現をめざし、大山ピーナツ、こんにゃく芋、特別栽培大山ブロッコリー等について、特産化、高付加価値化のための調査研究活動等、ブランド支援事業に取り組むを進めてまいります。

農畜産物の町内産品のブランド力を高める取り組みといたしましては、引き続き農業協同組合や財団法人大山恵みの里公社など関係機関との連携を図りながら、既存の商品の磨き上げや販路開拓、販売促進、新商品の開発など手がけて農業所得の向上に努めてまいります。

畜産振興では、口蹄疫・鳥インフルエンザ等のそういった予防に努めるなど、安定生産と所得の向上を図ってまいります。

林業振興では、引続き薬剤の空中散布によります森林病虫害駆除や被害木の伐倒駆除、森林整備地域活動支援推進事業等により、森林の保全に努めてまいります。

水産振興では、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を図るため、サザエ・アワビ種苗放流事業への助成、漁業後継者の育成や定置網を活かした観光と特産品プラン事業に対する助成を行ってまいります。

商工振興では、所子工業団地等への優良企業の誘致に積極的に取り組み、若者の定住と就労の場の確保に努め、地域産業の振興と活性化を図ってまいります。また、企業誘致といたしまして、旧光徳小学校跡地に「竹炭工房」そして「包装印刷企業」が創業されることとなり、今後大いに期待しているところであります。更に、町内の経済活性化策といたしまして、今年2月に前倒しで実施いたしておりますところの個人用住宅等改善助成事業を継続して進めてまいります。

雇用の創出では、出口の見えない経済不況及び雇用不安対策のひとつとして、県からの基金を活用した緊急雇用創出事業分及び単町での緊急雇用対策費を予算計上いたしております。

続きまして、保健・医療・福祉についてであります。

保健関係では、町内医療機関や関係施設等の協力を仰ぎながら、引き続き、保健福祉センターと3カ所の国民健康保険直営診療所、地域包括支援センターを拠点とした保健・医療・福祉の3分野の相互連携を図り、健康診査、健康教育、健康相談、あるいは医療体制の強化に努めると共に、人生の終焉を安心して地域・家庭で迎えることができる在宅介護や在宅医療、そして在宅看取りの仕組みの充実を図ります。

高齢者が肺炎で死亡されます原因の3割を占めます肺炎球菌への予防対策として、75歳以上の方の肺炎球菌ワクチンの接種補助制度を引き続き実施するとともに、また子育て支援施策の一環といたしましても、子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの助成を継続して実施をいたしてまいります。

また、生活習慣の変化などによりまして、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群が増加しておりますが、その予防対策として創設されました「特定健康診査・特定保健指導」この事業にも積極的な推進に努めてまいります。

なお、大山診療所につきましては、不在となっております固定医確保に向け、今後も鋭意努力を続けてまいります。また、2階の入院病棟は今年4月より特別養護老人ホームとして民間の事業者に貸し出すこととなりました。地域密着型介護サービスの充実が一層図れるものと期待をいたしているところであります。

地域福祉では、「大山町地域福祉計画」の推進を図り、福祉サービスの適切な利用、社会福祉事業の健全な発達、住民参加の促進、安心して快適なまちづくりを進めてまいります。

本年度新たに、町の保健推進員さんとそして社会福祉協議会の福祉推進員さんの連携により、保健事業や介護予防活動、支え合い活動等に自主的に取り組んでいただく集落の活動を支援するための「小地域保健福祉活動支援事業」を新設して、その積極的な活用を推進をいたします。また、集落の集会所をバリアフリー化するための施設改修に係る費用の助成を行う「生きがい拠点施設整備事業」は、継続してまいります。

高齢者福祉では、老後を健康で生き生きと暮らすことができるよう、配食サービス事業や生きがい活動支援事業、交通手段を持たれない高齢者等を対象とした福祉タクシー事業、外出支援事業を継続してまいります。

また、認知症につきまして正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成に引き続き取り組み、安心して暮せる町づくりを目指します。

健康づくり・介護予防対策のために専任の医師を配置し、転倒予防教室・水中ウォ

ーキングなどの介護予防事業に取り組んできておりますが、今後も引き続き関係機関、学校、地域の皆さま方と連携をとりながら進めてまいります。

障害者福祉では、障害者のみなさんの自立と社会参加を促進し、よりよい日常生活や社会生活を送っていただくことが出来るよう、補装具・日常生活用具給付事業、医療費助成事業、住宅改良助成事業などの障害者福祉施策の推進に努めてまいります。

児童福祉では、子育て支援センターを拠点として、育児学級やすくすく広場等の各種事業を、関係機関と連携し、地域の皆さまの力もお借りしながら、効果的に展開してまいります。

なお、町単独で取り組んでまいりました小中学生の入院・あるいは通院の医療費の自己負担分の全額助成は、新年度から県の特別医療費助成事業の対象へ含まれることになりました。

続きまして、教育・人権・文化・スポーツについてでございます。

教育行政では、保育所の再編や施設の整備、そして就学前教育や学校教育、社会教育の充実などその課題に、的確、且つ迅速に対応していくため、保護者の皆さまや地域住民の皆さまの視点を加えながら、教育行政の充実に向けた取り組みを展開したいと考えています。

まず、幼児教育では、町が策定をいたしました「子ども教育振興計画」に基づく「子ども教育プログラム」の実現にむけ家庭、保育所、学校が相互に連携をしながら一体となって、子どもたちの発達段階に応じた教育の取り組みを深めたいと考えております。

そして、保護者や地域社会の人たちが子育てに具体的に取り組めるよう、学習機会を提供し実践につなげてまいります。読書活動では、ブックスタートからブックサードまでその事業に取り組み、就学前までの子どもやその保護者に読書活動を進めており、中学校までの間での読書習慣の定着を目指してまいります。

食育では、22年度に策定をいたしました「大山町食育推進計画」の定める基本方針を基にして、バランスのとれた食事の大切さや味覚を育てる食生活の必要性の周知、町内の食材を活用いたしました食事の楽しさも提案をしながら、子どもたちの健全な心身の発達を図りたいと考えています。

子育て支援では、放課後児童クラブの実施、あるいはファミリーサポート事業や子育てサークルの育成支援、病後児保育など、町民みんなで子育てを支援する体制づくりを進めてまいります。

さて、保育所のあり方・再編につきましては、保護者の方々を含め、多くの皆さんに熱心なご協議をいただいておりますが、いよいよ本年度23年度に大山地区及び中山地区に拠点保育所の建設を実施いたします。これにより老朽化し、あるいは手狭となっている保育所を一新するとともに、町民の皆さまの期待に応える保育の充実

が図れるものと期待をいたしております。

次に学校教育であります、児童生徒の確かな学力の定着を図り、自ら学び、自ら考える「生きる力の育成」を教育目標に、基礎教育の徹底を図ると共に、体力づくり・健康教育の推進、英語活動や国際理解教育、地産地消を踏まえた食の指導、地域人材を活用いたしたところの総合学習など、郷土や地域社会に密着した学校教育を一層進めてまいりたいと考えております。

また、不登校児童・生徒の学校復帰を支援するため、大山町教育支援センター「寺子屋」を継続して運営をいたしてまいります。

学校給食につきましては、地産地消を進めるため、週4日の米飯給食をはじめ町内産の食材を使った献立を積極的に取り入れ、併せて食育についても推進してまいります。

社会教育では、「生涯学習のあるまちづくり」を目指して、町民の主体的な学習や実践を支援する条件整備を進めるとともに、子ども会や女性団体、青年団などの地域団体やPTAなどの社会教育関係団体の活動を支援をして、地域からのまちづくりを一層推進して参ります。

公民館活動では、サークル活動など自主的な学習を支援し、更に「大数学」講座やパソコン講座、通学合宿など住民ニーズを反映いたしたさまざまな学級・講座を継続してまいりますとともに、その充実を図ります。

また、成人の方々や高齢者の方が、自己啓発学習と実践活動をも合わせもった「大山カレッジ」を開校して広く町民に提供してまいりたいと考えております。

読書活動の推進につきましても、公共図書館や学校図書館を拠点としながら、さらにブックモバイル車の巡回によります町内各所への配本などを通じて、暮らしの中に本のあるまちづくりを一層進めてまいります。

人権教育・人権啓発では、「人権施策総合計画」に基づき、人権交流センターなどを拠点として、同和問題をはじめ女性、障害者、子ども、高齢者、在住外国人などあらゆる人権を尊重するまちづくりに取り組むとともに、男女共同参画につきましても、継続的な普及啓発活動を進めてまいります。

また、施設を生かし地域福祉・地域コミュニティーの推進、人権啓発のための交流についても積極的に取り組んでまいります。

文化財行政につきましては、所子地区の門脇家などを中心とした伝統的建造物群保存地区の国選定、「大山僧坊跡」の国史跡指定に向けた取り組みを進めてまいります。

社会体育では、見るスポーツからするスポーツを広く振興して町民の皆さま方の体力づくり・健康づくりを進めるため、マラソンフェスタやクロスカントリー大会、町民運動会の開催をはじめ、「総合型スポーツクラブ」の育成にも取り組んでまいります。

国際交流・国内交流の推進では、アメリカテメキュラ市、韓国江原道襄陽郡との中学生によります訪問交流により国際化に対応できる人材の育成を図ってまいります。また、小学生によります沖縄県嘉手納町との交流につきましても、継続、そして充実してまいりたいと考えております。

住民自治・行財政についてでございます。

まちづくりを進めていくうえでは、町民のみなさま方と行政が協働で施策を進めることは極めて重要であります。地方分権の時代にふさわしい住民自治を推進し、発展させていくために、住民視点のまちづくりや自治組織の仕組みづくりについて具体的な取り組みが求められてきております。

地域コミュニティーでは、自らが住み暮らす地域の改善や活性化を図る取り組みを支援するために「地域活性化支援事業補助金」を充実いたします。

住民自治組織、小規模組織につきましては、地域の少子化高齢化が進み、これまで組織単体で取り組んでいた年中行事や共同作業ができなくなってきたことなど、どのように集落活動あるいは自治活動を維持していくのかということは、これは身近な、また重大な課題であると認識をいたしております。特に年末年始の豪雪での対応、集落の皆さん方の共同の作業等、支え合い・助け合いの重要性を改めて再認識いたしたところでもございます。まちづくりの軸足をまず、集落、自治会に置き、自らのムラは、自らが考え・守り・つくる、これを基本に「集落の健康診断」をまず行い、出てきた課題の解決に向けて、今後集落単位、あるいは旧村単位、また大きな課題については町全体の課題としてその解決を模索する取り組みを今後も継続し実施をしてまいります。

先ほどの「地域活性化支援事業補助金」につきましては、こうした課題解決や地域活性のための取り組む集落の方々、あるいはグループの方々の活動に支援を行うものでございます。集落の健康診断などすでに42の集落が会合を持っておられ、これから具体的な作業が始まるものと考えております。住民の皆様と行政とが共に取り組むまちづくりを推進してまいります。

広報公聴事業では、19年度から行政の透明化と情報公開をより積極的に推進するため、広報「だいせん」・ケーブルテレビ・防災無線業務の集中化を図り、住民自治やまちづくり活動に必要な行政情報の積極的な提供と共有化努めてまいりました。今後も引き続き行政情報の発信に努めるとともに、「町長への手紙」、あるいは「聞く耳ボックス」「出前座談会」などによります公聴事業の充実に努めてまいりたいと考えています。

健全な財政運営では、平成22年度に策定を進めてまいりました総合計画後期計画基本計画に基づきまして、今後5年間のまちづくりの初年度として着実に計画を進めるとともに、昨年11月に答申をいただきました「大山町行財政改革大綱」「集中改革プ

ラン」に基づき健全で持続可能な行財政運営へ努めてまいりたいと考えております。

さて、少し時間を頂き、「名和地域休養施設活性化事業」につきまして述べさせていただきます。

今日、我が国の厳しい経済情勢や少子化を踏まえ、新しい経済施策として、交流人口、そこに視点を置く取り組み、国は観光立国、県では観光立県、鳥取県西部では国内外の方々を集める健康や医療、スポーツツーリズムの推進を始めております。

本町におきましても、「大山恵みの里構想」として大山町の特徴を生かす町づくり、農林水産業を柱とした産業振興と共に、もう一本の柱として観光交流産業化を目指した元気な町づくりを始めております。

この度の、名和地域休養施設活性化事業はサッカー場2面を整備し、沢山の利用者を迎える、恒常的に町内交流人口を増やしていく取り組みでありまして、町内外から小学生・中学生・高校生・社会人、そういった選手の方たちに加えて、お父さんお母さん、あるいはおじいちゃん、おばあちゃん、地域の皆さん、グループの皆さん、たくさんの方々が、応援に来られることとなります。このたくさん来られる方々に食を通してあるいは農業を通して、観光を通して、文化を通して、自然を通して歴史を通して、大山町のファンにしていく、交流産業化への取り組み、仕組みづくりがいよいよ始められる私は重要な施策であると考えています。住民、サッカー協会の民間、そして行政が連携をして、一体となって利活用と地域活性化を実現していく、またとない機会であり、住民・民間あるいは行政一体となったプロジェクト体制をつくり推進をしてまいります。たくさんの方々がここ大山町に来られる、子どもたちが、若い方々がたくさんやってくるこのまちに、元気が生まれなければならない、わたしはそのように確信しています。

また、平成25年度中には山陰道がいよいよ町内全線開通をします。あと3年であります。開通後、沢山の人が我がまち大山町を訪れ、我が町のすばらしい財産であります大山の恵み、自然、歴史、文化、産業、観光、食べ物、そういったものを体感をしていただく仕掛けづくり、仕組みを今こそ始めて行かなければなりません。この名和地域休養施設活性化事業は、にぎわいのある大山町を目指して、そして山陰道、町内の全線開通後を見据えた取り組みとして欠くことはできません。時間をかけて、ゆっくりと議論をして、検討すべきであるという意見もございます。しかし、皆さまもご存じのように、経済事業、地域活性化対策は時流をとらえたタイミング、これがあります。それは皆さまもご承知のことと思います。今しなければ次はないという、機会・チャンスがあります。私は、今がその時と強く認識をし、確信をいたしております。

政治の決断は、議会の理解があつてこそ実現をいたします。議会で長い時間ご議論いただき、また先進事例の調査、研究もされたところでもあります。元気な大山町へ、

そして若者が賑わう、未来につなぐご判断、ご賛同をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、本事業の詳しい説明につきまして、先般も住民説明会でパネルを使って説明をさせていただきました。今月 3 月 10 日あたりから、大山町チャンネル、3 チャンネルを使って、継続して改めてその内容について、説明を申し上げたいと考えて予定をいたしております。どうぞ、事業の内容についての説明を、放映をご覧くださいますように、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

さて結びになりますが、平成 23 年度の予算案総括説明として、その取り組みの方針をご説明いたしました。平成 23 年度予算は、町税、各種譲与税、交付金、国・県支出金など歳入財源の確保が厳しい状況のなか、大山町総合計画の基本理念であります「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」を実現するために、創意工夫をしながら予算編成を終えたところでございます。

重ねてではございますが、元気で、安心・安全そして安定を目指した町づくりを一步一步着実に進めてまいる決意でございます。

議会の皆さま、そして町民の皆さまの深いご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。平成 23 年度の大山町施政方針説明に変えさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（野口俊明君） これで町長の施政方針の説明を終わります。ここで休憩いたします。5 分間、再開は 11 時 40 分といたします。

午前 11 時 35 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

日程第 5 議案第 8 号から日程第 13 議案 16 号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。日程第 5、議案第 8 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例についてから、日程第 13、議案第 16 号 大山町総合計画（基本構想）の変更についてまで計 9 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 町長。

○町長（森田増範君） それでは上程いただきました議案番 8 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、認可地縁団体の登記手続きに必要な告示事項証明書及び印鑑登録証明書の交付手数料の適正化を図り、地縁団体が保有されます資産の法人名義への移行負担を軽減するために所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、認可地縁団体の証明書の交付手数料について、別表に第 28 項及び第

29 項を新たに加え、各 1 件を 300 円とするものでございます。

法人名義への所有権移転登記を行う場合、現在は 1 件につき 1,200 円から 1,500 円の手数料を徴収していたしていますが、代表者変更手続きを滞りなく行う地縁団体ほど枚数が増え手数料も増加することになりますので、1 件あたり 300 円として証明手数料の適正化を図り、併せて印鑑証明書の手数料についても明記するものでございます。以上で議案第 8 号の提案理由説明を終わります。

続きまして議案第 9 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、大山町社会体育施設条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

内容は、昨年閉校いたしました大山小学校赤松分校の体育館を社会体育施設として利用するため、条例別表中の施設の名称及び位置、使用料欄を改正するものであります。以上で、議案第 9 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 10 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、「大山町国民健康保険直営診療所条例」の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

町内の医療機関や近隣の自治体病院の実態を参考に、第 5 条関係の別表第 1 の(1) 診断料及び検案料について、死体検案の際の医師派遣及び臨終の際の死後処理に係る料金を追加することにあわせて、金額の算定根拠を明確化するため、表現の一部を修正するものでございます。

なお、施行日は、平成 23 年 4 月 1 日といたしております。以上で、議案 10 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 11 号 大山町赤松辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、赤松地区簡易水道施設のうち、老朽化した石綿管の一部を布設替えし、管路の耐震性及び水道水の安定供給を図るものであります。

計画期間は、平成 23 年度の 1 ヶ年とし、延長 492 メートルの石綿管の布設にかかる工事費、実施設計費、事務費の事業費は 1,250 万円で、その財源は国庫補助金 416 万 6,000 円と一般財源 833 万 4,000 円であります。一般財源のうち辺地対策事業債 410 万円を充当する予定でございます。以上で、議案第 11 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 12 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、豊房地区簡易水道の一部の地区で水量不足による断水が多発することから、

給水区域の中間地点に第2配水池を建設し、断水を防止するとともに、水道水の安定供給を図るものでございます。

計画期間は、平成23年度の1ヵ年とし、鉄筋コンクリート構造の90 m³の配水池の建設及びそれに伴う配管布設にかかる工事費、実施設計費、用地費等の事業費は2,005万円で、全額一般財源であります。一般財源のうち辺地対策事業債1,000万円を充当する予定でございます。以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第13号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由の説明をいたします。

平成22年度で渡道辺地が辺地内人口が50人に満たなくなつたため、平成23年度から神田辺地と統合し、神田・渡道辺地といたしたところであります。

本案は、名和地域休養施設をスポーツツーリズムの拠点施設として、山香荘に正規なサッカーコートを整備し、施設の利用者の増加や観光関連施設の利用増・町内商品の消費増等による波及効果により、地域を活性化させるものであります。

計画期間は、平成23年度の1ヵ年とし、2面のサッカーコート整備等にかかる事業費は3億5,195万円1,000円で、その財源は日本サッカー協会補助金7,500万円、独立行政法人日本スポーツ振興センター補助金7,500万円と一般財源2億195万円1,000円であります。一般財源のうち辺地対策事業債2億170万円を充当する予定であります。以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第14号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成22年9月議会定例会におきまして、議決をいただきました大山町過疎地域自立促進計画の事業計画のうち、事業の中止及び追加が生じたため、計画の一部を変更するものであります。以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第15号 鳥取県西部ふるさと振興基金の廃止に伴う財産処分に関する協議について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成22年12月議会定例会におきまして議決をいただきました鳥取県西部ふるさと振興基金を廃止する協議が整い、構成市町村からの出資金及び鳥取県の補助金を原資として鳥取県西部広域行政管理組合において積み立てられておりました鳥取県西部ふるさと振興基金について、この度、同組合が平成22年度末をもって同基金を廃止することに伴い、構成市町村からの出資金については、その同額をそれぞれの市町村に帰属させるとともに、鳥取県からの補助金相当額については、その同額を鳥取県に返還し、また、同基金運用益分配金につきましては、その全額をこれら出資等の割合に応じて、構成市町村及び鳥取県に分配することとしているところであります。同基金の処分に当たりましては、地方自治法第289条に規定します一部事務組合における財産処分に該当することから、関係地方公共団体の協議によってこれを定めるこ

ととされておりまして、そのためには、同法第 290 条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本町におきます分配金の額は、4,996 万 5,324 円の予定であります。以上で、議案第 15 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 16 号 大山町総合計画（基本構想）の変更につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成 18 年 6 月議会定例会において議決をいただきました大山町の町づくりにかかる向こう 10 年間の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の一部を変更したいので、地方自治法第 2 条第 4 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の箇所は、計画最終年の平成 27 年の人口目標であります。平成 22 年国勢調査人口等を勘案し、平成 27 年の人口を推計いたしますと 1 万 6,085 人となり、当初の推計値より 1,090 人減少しております。これは、平成 12 年から平成 17 年の 5 年間に町営住宅の建設や町営及び民間の宅地造成事業が行われたため、結果として平成 17 年の国勢調査人口は平成 12 年と比較いたしますと減少はいたしておりますが、減少幅が抑えられた結果となっております。平成 12 年と 17 年の国勢調査人口をもとに平成 22 年、27 年の人口を推計したことにより、今回の推計人口との差がでたものと推測をいたしております。

また、平成 12 年から平成 17 年までの 5 年間の人口の増減をゼロとして平成 17 年から平成 22 年までの 5 年間の人口の増減と比較をいたしますと、平成 17 年から平成 22 年までの 5 年間で約 740 人減少しており、その内訳は自然的要因、いわゆる出生死亡であります。これが 240 人、社会的要因、いわゆる転入転出でございますが、これが 500 人減少しております。

人口減少の要因であります。前期基本計画で計画された事業につきましては、継続中も含め概ね実施されてきているところでありますが、リーマンショック以降の長引く不況によります地元での就職の厳しさ、就職難などのために、大都市へ若年層の町外流出が進み、さらに今後の子育ての不安などから出生数の減少によるものと推測されるところでございます。

こうした中、人口減少に歯止めをかけるため、各地区に子育て支援センターを併設した拠点保育所の建設によります子育て支援の充実、あるいは空き家、空き地の更なる利活用、既存の分譲宅地の販売促進、民間の宅地開発への誘導、新規就農者支援等によりまして、平成 27 年の推計値 1 万 6,085 人を勘案して、目標値を 1 万 9,000 人から 1 万 6,500 人に変更をいたすものでございます。以上で、議案第 16 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） ここで休憩をいたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 再開

日程第 14 議案第 17 号から日程第 32 議案第 35 号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。日程第 14、議案第 17 号 平成 23 年度大山町一般会計予算から、日程第 32、議案第 35 号 平成 23 年度大山町水道事業会計予算まで、計 19 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 失礼いたします。それでは上程いただきました議案第 17 号平成 23 年度大山町一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず第 1 条で、平成 22 年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出 97 億 4,000 万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることといたしております。

予算総額は、22 年度予算と比較して、額にして 3,000 万円の減、率にして 0.3%の減でございます。

次に、第 2 条では、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 2 表債務負担行為」によることといたしております。

第 3 条では、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 3 表 地方債」によることといたしております。

第 4 条では、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 10 億円と定めております。

第 5 条では、歳出予算の流用について、定めております。

それでは、平成 23 年度一般会計予算の特徴的なものとしましては、本予算とは別に 1 月に議決をいただいております国の補正を受けての交付金事業「きめ細かな交付金」、そして住民生活に光をそそぐ交付金事業、約 3 億 4,000 万円とあわせての予算執行となること、また歳入におきましては、緩やかな景気回復が予想され、町税収入総額を前年度に比べて約 3,000 万円増額の 14 億 8,000 万円程度となる見込みであること、地方交付税は前年度に比べ 4 億 2,000 万増額の 51 億 2,000 万円を見込んでいること、国において地方交付税の一般財源総額が確保されたものの、原資であります所得税や法人関係税の減収が見込まれることから、地方交付税に替わる「臨時財政対策債」の発行予定額を前年発行可能額の 19%減の 5 億 3,190 万円を見込んでいるところでございます。

次に歳出につきまして主なもの・特徴的なものを目的別にご説明を申し上げます。

議会費は、9,973万7,000円であります。

総務費は、15億3,023万円であります。特徴的なものとしたしましては、地域の振興及び一体感醸成を目的といたしましたところの合併振興基金積立金1億133万2,000円、また過疎債の活用により後年度に負担を残さないために過疎債借入額の30%分5,685万円と職員給与の是正分1,200万円などを積み立てますところの減債基金積立金6,958万3,000円、住民自治組織育成支援にハード・ソフトを合わせ1,270万4,000円、大山恵みの里公社の公益部門を支援するなど大山恵みの里プロジェクト推進事業費3,380万7,000円、情報通信事業特別会計繰出金3億996万7,000円、町内の公共交通の電気自動車化及び電気自動車の充電施設を設置する経費3,081万3,000円、滞納整理システム導入費1,628万円、県知事・県議会議員選挙費を合わせ1,182万7,000円、農業委員会委員選挙費526万9,000円であります。

民生費は、24億6,939万9,000円であります。その特徴的なものでございますが、福祉タクシー事業675万1,000円、国保事業特別会計繰出金1億3,517万円、また外出支援サービス事業の充実として914万4,000円、「後期高齢者医療費療養給付費負担金」2億1,794万4,000円、後期高齢者医療、介護保険特別会計繰出金を合わせて3億6,690万8,000円、また障害者福祉費で、扶助費でございますが、3億2,420万1,000円、児童措置費で子ども手当が3億3万円、保育所費は、総額で5億4,093万1,000円あります。

衛生費でございますが、6億8,515万円を計上いたしております。その主なものは、予防接種委託料3,860万円でありまして、新たに子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種料を追加いたしているところでございます。

また健康づくり推進事業では、基本健診の推進に努めるほか、各種がん検診委託料1,500万円を計上して、女性特有のがん検診の推進に努める予定であります。

そのほか診療所会計への繰出金3,325万8,000円、名和クリーンセンター運営費、米子市への廃棄物焼却処理委託料を含む塵芥処理費2億642万2,000円、西部広域行政管理組合負担金1億5,909万円、生ゴミ処理機の購入補助金といたしまして30万円、し尿処理費で西部広域行政管理組合負担金として3,889万5,000円、合併処理浄化槽設置補助金353万1,000円でございます。

農林水産業費は、11億9,909万3,000円を計上しております。その主な特徴的なものは、まず過疎指定によりまして中山間地域等直接支払推進事業の取り組む地域が拡大をいたしております。前年度に比べて約6,500万円増額であります1億6,191万4,000円、農産物の周年栽培に対応するための大山エコ農業推進モデル事業530万円、耕作放棄地再生利用推進事業の継続として1,000万円、農地・水・環境保全向上活動支援事業として1,091万6,000円、新たな取り組みといたしまして、新規就農者の初

期投資に対する負担を軽減する「新規就農者総合支援事業」990万7,000円、新規就農者の早期経営安定を図る「就農応援交付金事業」486万5,000円、また二十世紀梨の出荷量を9月中下旬へ移行する取り組みを実施する「二十世紀梨ブランド化事業」133万4,000円、農地費のほうでは、「しっかり守る農林基盤交付金事業」の継続といたしまして4,210万円の計上をいたしております。

林業費では、松くい虫等防除事業2,811万4,000円、緑の産業再生プロジェクト事業1,750万円、また漁港管理費で、新たに、本町の管理をいたします漁港区域（御崎、御来屋、平田）の海岸に漂着をいたしましたゴミの回収処理をする経費として「漁港区域漂着物処理事業費」194万7,000円の予算化をいたしております。

商工費は、3億816万9,000円であります。特徴的なものにつきましては、中小企業小口融資資金貸付金3,757万6,000円、緊急経済対策として、町単独の雇用対策費、また県の緊急雇用創出交付金を受けた雇用対策費を合わせ、5,342万9,000円、「大山」を「だいせん」と認知してもらうための大山だいせんプロジェクト事業費1,746万9,000円、大山アルペンライン街並み環境整備事業5,536万8,000円、参道ギャラリー維持管理費など「にぎわい復活事業」343万2,000円、また新たに、旧香取分校の廃校舎を活用して、「開拓資料保存館」、「ものづくり学校」として回収運営する経費の補助金、香取交流施設運営補助金2,500万円などであります。

土木費は、6億4,509万8,000円を計上し、道路新設改良費は1億7,216万7,000円で、継続事業の施工と合わせて、地域活力基盤創造交付金等を活用して一の谷赤松線・淀江門高田線・上市住吉線など9路線の測量設計や一部用地取得を行い、計画的な道路網整備に取り組む予定でございます。

消防費は、3億2,102万4,000円であります。主なものは、常備消防費で西部広域行政管理組合負担金2億7,776万2,000円、防災対策費で自主防災組織育成補助金250万円などあります。

教育費は、7億1,365万2,000円あります。年次的に実施しておりました学校施設の耐震補強及び大規模改修工事につきましては、昨年で全ての小中学校の施設整備が完了いたしましたところでございます。教育費では特に特徴的なものにつきましては、大山僧坊跡の保存活用方策の検討を行い、国史跡指定に向けた取り組みを推進いたします。「大山僧坊跡等保存活用事業」等726万6,000円、所子地区の歴史的町並み保存のため、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取り組みを推進いたします。「所子伝統的建造物群保存地区調査事業」といたしまして105万3,000円、このほか、地域と取り組む学ぶ力の育成事業211万4,000円、学力向上学校活性化事業として206万1,000円、また不登校児童生徒対応施設教育支援センター寺子屋の運営経費703万6,000円など、家庭・地域・学校が一体となって児童・生徒の学力向上などに取り組む予定でございます。

公債費は、17億5,044万8,000円を計上いたしております。元金償還金が15億6,866万6,000円、償還金利子が1億8,152万6,000円でございます。

予備費は、1,800万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。

給与費につきましては、事項別明細書の187ページ・188ページになりますけれども、特別職が1億6,626万2,000円、一般職が給料、職員手当、共済費合わせまして16億4,034万8,000円計上いたしております。

以上で、議案17号の提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付させていただいております予算の概要につきましてもご覧をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして議案第18号 平成23年度大山町土地取得特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4万4,000円と定めております。

歳入についてご説明いたします。

第5款財産収入では、第5項財産運用収入で土地開発基金利子4万2,000円を、そして第15款繰越金では、第5項で繰越金で1,000円、第20款諸収入では、第5項町預金利子で1,000円をそれぞれ計上いたしております。

歳出につきましてご説明をいたします。

第10款諸支出金の第5項公有財産取得費で、土地開発基金繰出金4万4,000円を計上いたしております。以上で議案第18号の説明を終わります。

続きまして議案第19号 平成23年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

第1条におきまして歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,555万3,000円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第5款県支出金第5項県補助金533万2,000円、第20款諸収入第10項貸付金元利収入2,016万円であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費第5項総務管理費1,192万6,000円の主なものは、一般会計への繰り出し金であります。

第10款公債費第5項公債費1,362万7,000円は、起債の元利償還金であります。以上で、議案第19号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第20号 平成23年度大山町開拓専用水道特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理をいたします開拓専用水道の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。

第1条では、平成23年度大山町開拓専用水道の歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ1,495万5,000円と定めております。

内容につきまして歳入からご説明をいたします。

第5款管理収入989万6,000円は、水道使用料であります。第10款使用料及び手数料1,000円は、工事検査手数料。また第15款財産収入1,000円は、開拓専用水道施設整備基金の利子。また第20款寄付金20万円は、開拓専用水道加入寄付金。第25款繰越金473万7,000円は、前年度の繰越金。第30款諸収入12万円は、預金利子、拓専用水道施設管理組合負担金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費1,195万5,000円は、施設管理に要する経費や基金積立金等を計上しております。第90款予備費の300万円は、不測の事態に備えるものでございます。以上で議案第20号の説明を終わります。

続きまして議案第21号 平成23年度大山町情報通信事業特別会計予算につきまして、提案理由のご説明をいたします。

本案は、情報通信設備を中海テレビ放送に貸付けて放送通信サービスを提供する事業に関し、貸付収入や、施設の維持管理、借入金の返済等を主に計上した予算であります。

平成23年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億115万2,000円と定めております。主なものを歳入からご説明をいたします。

第5款分担金及び負担金30万円は、新規引き込み工事の負担金を見込んでおります。第10款使用料は、主に空き芯線の使用料で27万9,000円を計上いたしております。第15款財産収入は、主に情報通信設備の貸付料で、4,173万円を計上いたしております。第20款繰入金は、人件費分及び公債費相当分そして事業経費を一般会計から繰入するもので、3億996万7,000円を計上いたしております。第30款諸収入は、主に電柱支障移転の工事補償金等でありまして387万5,000円を計上いたしております。第35款町債は、自動番組送出システム導入に過疎対策事業債4,500万円を計上いたしております。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費1億6,438万9,000円の主なものは、職員の人件費722万6,000円、センター電気代228万円、伝送路等の修繕料270万円、施設保守委託料5,033万4,000円、自動番組送出システム導入委託料4,500万円、共架電柱等の使用料及び賃借料2,105万3,000円、また電柱支障移転に係る工事費1,593万円であります。それら施設の維持管理に必要な経費でございます。第10款公債費2億3,666万3,000円は、情報通信施設整備に係る町債の元金償還金2億1,430万4,000円と償還金利子2,235万9,000円であります。第15款 予備費は、不測の事態に対処するための財源として10

万円を計上いたしているところでございます。以上で議案第 21 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案 22 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

平成 22 年度から直営で管理を行っております本施設でございますが、23 年度も継続して直営で運営しつつ、正式サッカーコートの整備等、地域及び施設の活性化のための整備事業を行なうとするものでございます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 8,463 万 9,000 円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第 5 款第 5 項施設使用料 1,050 万円、第 10 款第 5 項一般会計繰入金 1,653 万 9,000 円、20 款 10 項雑入で日本サッカー協会及びスポーツ振興くじ助成金を 1 億 5,000 万円、25 款 5 項町債で辺地債を 2 億 760 万円といたしております。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費、第 5 項総務管理費、第 1 項一般管理費 2,873 万 9,000 円の主なものは、施設管理運営に必要となります人件費、施設管理の委託料など、営業用の光熱水費、消耗品費、原材料、クリーニング代など営業に必要な厨房備品費などでございます。

第 2 目施設整備事業費 3 億 5,590 万円であります。公式サッカーグラウンドを人工芝、天然芝各 1 面と夜間照明等を整備いたします工事請負費、これが 3 億 2,500 万円、キャンプ場の整備に 2,000 万円、用地確保のための公有財産購入費が 564 万 6,000 円、各種備品購入費が 500 万円といたしているところであります。整備事業費に対します一般財源はゼロを見込んでいるところでございます。以上で、議案第 22 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案 23 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理をいたします簡易水道の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。第 1 条では、平成 23 年度大山町簡易水道の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,076 万 8,000 円と定めております。

内容につきまして歳入からご説明をいたします。

第 10 款使用料及び手数料の 224 万円は、水道使用料。また第 15 款国庫支出金 416 万 6,000 円は簡易水道施設整備国庫補助金。第 20 款繰入金 605 万 9,000 円は、一般会計繰入金。第 25 款繰越金 1,000 円は、前年度繰越金。第 30 款諸収入の 2,000 円は、預金利子等であります。第 35 款町債 2,830 万円は、施設整備のための簡易水道事業債及び辺地対策事業債でございます。

次に歳出につきましてご説明いたします。

第 5 款総務費の 404 万 3,000 円は、施設管理に要する経費。第 10 款事業費 3,317 万 2,000 円の主な内訳は、豊房第 2 配水池整備事業に係る設計委託料 315 万円、工事請負費 1,554 万円、用地費 135 万 8,000 円。赤松地区老朽管更新工事に係る設計委託料 157 万 5,000 円、工事請負費 1,071 万円等でございます。第 15 款公債費 355 万円は企業債元金償還金と利子でございます。第 20 款予備費の 3,000 円は、不測の事態に備えるものでございます。以上で議案第 23 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 24 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 8,060 万 3,000 円といたしております。この予算額は、前年度に比べて 1 億 7,977 万 5,000 円の増額でありまして、率にいたしまして 8.2%の増であります。

歳入から款を追って主なものを説明いたします。

第 5 款国民健康保険税 5 億 3,707 万 4,000 円は、一般被保険者分と退職者被保険者分の保険税を計上いたしております。収納率は、一般被保険者、退職被保険者共に 93%を見込んでおります。税率税額につきましては、5 月の本算定時に決定したいと考えております。第 10 款使用料及び手数料 12 万円は督促手数料でございます。第 15 款国庫支出金 6 億 781 万 3,000 円は、一般被保険者分の療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金が主なものでございます。第 20 款前期高齢者交付金 5 億 2,692 万 3,000 円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。第 25 款療養費給付費等交付金 1 億 7,228 万 7,000 円は、退職被保険者に係る交付金でございます。第 30 款の県支出金 1 億 839 万 6,000 円は、高額医療費共同事業県負担金、特定健康診査等県負担金及び財政調整交付金でございます。第 35 款共同事業交付金 2 億 8,998 万 5,000 円は、鳥取県国保連合会からの保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金であります。第 40 款財産収入 10 万円は、基金積立金の預金利息でございます。第 45 款寄付金 1,000 円は、科目存置とするものでございます。第 50 款繰入金 1 億 3,617 万円は、保険基盤安定繰入金と職員人件費分繰入金、出産育児一時金繰入金及び財政安定化支援事業繰入金を一般会計から法定繰り入れするものでございます。第 55 款繰越金 100 万円は、前年度の繰越金を見込んで計上いたしております。第 60 款諸収入 73 万 4,000 円は、保険税滞納処分費、交通事故等による賠償金が主なものでございます。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 4,293 万 2,000 円は、職員 4 人分の給与費等とレセプト点検員の賃金、各種電算委託料、国保連合会負担金及び国保税に係る賦課徴収費が主なものでございます。第 10 款保険給付費 15 億 9,616 万円は、実績等から推計をして、一般及び退職

被保険者に係る療養諸費を見込んでいるところでございます。第15款の後期高齢者支援金等2億4,784万6,000円は、後期高齢者医療制度の支援金でございます。第20款前期高齢者納付金等51万7,000円は、前期高齢者納付金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。第25款老人保健拠出金2万8,000円は、老人医療費の町負担分を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。第30款介護納付金1億2,514万6,000円は、介護保険2号被保険者に係る納付金でございます。第35款共同事業拠出金3億2,796万3,000円は、高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業に対する国保連合会への拠出金でございます。第40款保健事業費3,211万1,000円は、特定健康診査等事業、人間ドック等検診委託料に係る経費が主なものでございます。第45款基金積立金10万円は預金利息を国保基金へ積み立てるものでございます。第55款諸支出金610万3,000円は、保険税の還付金、及び直営診療施設に係る特別調整交付金の国民健康保険診療所特別会計繰出金が主なものでございます。第90款予備費167万7,000円を計上し、不測の事態に備えるものでございます。以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第25号 平成23年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

本会計は、国民健康保険直営診療施設であります名和、大山、大山口の3診療所を適正に経営管理するものでございます。本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億62万9,000円であります。

歳入から説明をいたします。第5款診療収入3億2,520万3,000円は、全て外来診療収入でございます。第10款サービス収入420万円は、大山口診療所で行っております訪問リハビリ収入でございます。第15款使用料及び手数料2,700万円は、診断書料などの文書料、健康診断手数料、予防接種手数料でございます。第20款財産収入は、大山診療所2階の賃貸収入200万円でございます。第30款繰入金3,775万8,000円は、各診療所の施設整備に要した起債償還金への充当及び診療所運営のための必要経費の補填並びにへき地医療機関であります大山診療所に対する国の調整交付金として、一般会計及び国保特別会計から繰り入れするものでございます。第35款繰越金は、科目存置のため3,000円を計上しております。第40款諸収入446万5,000円は、往診時の車代や保険適用にならない医療用消耗品代と大山診療所2階の維持管理に要する電気、ガス、水道料金の負担分が主なものでございます。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費1億7,309万4,000円は、職員・嘱託職員の給与並びに臨時職員賃金などの人件費として、報償費は派遣医師の謝礼金として、また旅費は学会など研修旅費として、また需用費は各診療所の電気代など光熱水費として、委託料は建物警備や消防設備などの保守管理料として、また使用料及び賃借料は往診する車のリース料を

主なものとして計上いたしております。また、負担金補助及び交付金は、西部医師会負担金が主なものでございます。第10款医業費1億9,035万9,000円の内訳でございますが、需用費は患者に処方する医薬材料代1億7,306万円が主なものでございます。委託料は、医療用機器の保守点検332万6千円及び血液検査などの臨床検査委託料708万円が主なものでございます。使用料及び賃借料469万7,000円は、医療機器リース料が主なものであります。第15款公債費3,687万6,000円は、各診療所の施設整備に要した起債償還金の元金と利子でございます。第20款予備費30万円は、不測の事態に備えて計上いたしております。以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第26号 平成23年度大山町後期高齢者医療特別会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億8,746万2,000円と定めております。この予算額は、前年度に比べて921万円の増額でありまして、率にして約0.5%の増となっております。

歳入からご説明を申し上げます。第5款保険料1億1,198万9,000円は、被保険者に係る後期高齢者保険料であります。第10款使用料及び手数料2万4,000円は督促手数料を見込んでおります。第20款繰入金7,544万1,000円は、保険基盤安定繰入分と事務費を一般会計から繰り入れるものでございます。第25款繰越金1,000円を科目存知しております。第30款諸収入7,000円は、延滞金、町預金利子、その他雑入を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。第5款総務費360万8,000円は、後期高齢者医療システム保守委託料、また一般通信運搬費が主なものでございます。第10款の後期高齢者医療納付金1億8,312万3,000円は、広域連合への保険料負担金と事務費負担金でございます。第15款諸支出金70万円は、保険料還付金を見込んでおります。第90款予備費を3万1,000円として、財源調整を図っております。以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第27号 平成23年度大山町介護保険特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ18億9,905万4,000円といたしております。

歳入から款を追って主なものについて説明申し上げます。

第5款の保険料3億1,278万5,000円は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でございます。第15款国庫支出金の4億7,094万3,000円は、保険給付費に対する国の負担分3億1,100万6,000円、調整交付金1億4,262万3,000円、介護予防事業等への地域支援事業交付金1,731万4,000円でございます。第20款の支払基金交付金5億4,192万9,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金として第2号保険被保険者の負担分が交付されるものでございます。第25款県支出金2億7,705

万円 4,000 円は、介護給付費に対する県の負担分 2 億 6,839 万 8,000 円、地域支援事業交付金 865 万 6,000 円であります。第 30 款繰入金の 2 億 9,546 万 7,000 円は、介護給付費、地域支援事業費に対する町の負担分及び職員給与費、事務費の一般会計からの繰入金と介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金でございます。第 40 款諸収入 84 万 3,000 円は、主に地域支援事業に係る利用者負担金であります。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。

第 5 款総務費 4,587 万 8,000 円は、一般管理費では職員給与費及び介護保険システム保守委託料、また連合会負担金では主治医意見書作成委託料が主なものでございます。認定審査会負担金、認定等調査費は、介護認定審査会負担金、介護認定訪問調査委託料等でございます。第 10 款保険給付費 17 億 8,278 万 4,000 円は、介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費など 6 種類のサービスに対する給付費であります。また特定入所者介護サービス費は、低所得者に対します軽減分の給付費、その他諸費は審査支払手数料、高額介護サービス費は、自己負担の上限を超えた部分の給付費、また介護予防サービス等諸費では、介護予防サービス給付費など 5 種類のサービスに対して給付費を実績から推計をして、計上いたしております。第 15 款地域支援事業費 6,606 万 2,000 円は、二次予防事業対象者及び一般高齢者の介護予防事業に係る経費等及び包括支援センター運営費として、職員給与あるいは医師賃金等を計上いたしております。第 25 款の公債費 200 万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金への償還金でございます。第 30 款諸支出金 133 万円は、第 1 号被保険者の還付金及び還付加算金でございます。以上で議案第 27 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 28 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理をいたします 17 箇所の農業集落排水処理施設の維持管理に要する歳入、歳出予算を計上しております。

第 1 条では、平成 23 年度大山町農業集落排水事業の歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ 4 億 5,563 万 7,000 円と定めております。

内容について歳入からご説明いたします。

第 5 款分担金及び負担金の 106 万円は、現年度の新規加入分担金 90 万円と名和处理区、光徳処理区の過年度分担金 16 万円。第 10 款使用料及び手数料の 1 億 1,005 万 9,000 円は、下水道使用料の収入。第 20 款県支出金 500 万円は、農業集落排水事業費県補助金。第 25 款繰入金 3 億 3,951 万 6,000 円は一般会計繰入金。第 30 款繰越金は科目存置として 1,000 円。第 35 款諸収入 1,000 円は預金利子であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款事業費の 1 億 2,299 万 1,000 円は、17 箇所の施設の維持管費、コンポスト施設の維持管理負担金等が主なものでございます。第 10 款公債費 3 億 3,134 万円 6,000

円は、起債の元利償還金。第 15 款諸支出金 10 万円は、農業集落排水使用料還付金。第 90 款予備費の 120 万円は、不測の事態に備えるものでございます。

以上で議案第 28 号の説明を終わります。

○議長(野口俊明君) 説明の途中でありますが、ここで休憩いたします。再開は 2 時 10 分といたします。

午後 1 時 59 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

○議長(野口俊明君) 再開いたします。引き続き日程第 26 から日程第 32、議案 35 号まで説明をお願いします。町長 森田増範君。

○町長(森田増範君) 議長。

○議長(野口俊明君) 森田町長。

○町長(森田増範君) 続きまして議案第 29 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理をいたします 4 箇所の公共下水道処理施設の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。

第 1 条では、平成 23 年度大山町公共下水道事業の歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ 4 億 2,439 万 2,000 円と定めております。

内容について歳入からご説明いたします。

第 5 款分担金及び負担金の 603 万円は、各処理区の手数料収入。第 10 款使用料及び手数料の 1 億 737 万 6,000 円は、下水道使用料収入。また第 20 款繰入金 3 億 628 万 3,000 円は、一般会計繰入金。第 25 款繰越金は科目存置として 1,000 円。第 30 款諸収入 2,000 円は預金利子等であります。第 35 款町債 470 万円の内訳は、公共下水道事業債 240 万円、過疎対策事業債 230 万円であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款事業費の 1 億 894 万 1,000 円は、4 箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金等が主なものでございます。第 10 款公債費 3 億 1,435 万 1,000 円は、起債の元利償還金。第 15 款諸支出金 10 万円は、公共下水道使用料還付金。第 90 款予備費の 100 万円は、不測の事態に備えるものでございます。

以上で議案第 29 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 30 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、風力発電所施設の運転管理、施設管理に要する経費を計上いたしました予算で、平成 23 年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,869 万 4,000 円と定めております。

主なものを歳入からご説明いたします。

第 15 款繰入金は、一般会計繰入金を 431 万 3,000 円、第 25 款諸収入は、収益事業収入で売電収入 2,437 万 9,000 円を見込んでおります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第 5 款総務費につきましては、1,040 万円で、主なものは、風力発電所の保守点検に係る電気主任技術者賃金 117 万円、保守点検業務委託料 462 万円、テレビの地上デジタル化に伴い、不用になる共同受信施設の解体撤去工事費 138 万 6,000 円であります。第 10 款公債費は、1,829 万 4,000 円で、財政融資資金の元金償還金 1,606 万 2,000 円、償還金利子 223 万 2,000 円であります。

以上で、議案第 30 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 31 号 平成 23 年度大山町温泉事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

本案は、なかやま温泉にかかります温泉の給湯事業及び、温泉館・お食事処ナスパルの指定管理等に要する経費を計上いたしております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 453 万 8,000 円と定めております。

歳入の主なものは、第 5 款温泉使用料 358 万 8,000 円、第 10 款一般会計繰入金 93 万 7,000 円であります。

一方歳出でございますが、指定管理者である株式会社かいけに支払う、第 5 款指定管理料が 358 万 9,000 円、施設修繕料 80 万円、消費税 5 万円が主なものでございます。

また、指定管理の期間を平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間といたしております。また、債務負担行為の限度も設定させていただいております。以上で、議案第 31 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 32 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、平成 23 年度に行うナスパルタウン及び大山口駅前住宅団地の土地の売り払い、分譲地の管理費、販売促進費、売却代金による借入金の返済を主に計上した予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,483 万 8,000 円と定めております。

歳入から説明します。

第 5 款財産収入 5,906 万円は、分譲地の土地貸し付けと土地売り払いによる財産収入であります。第 10 款繰入金 577 万 7,000 円は、一般会計からの繰入金であります。第 20 款諸収入 1 万円は預金利子であります。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。

第 5 款宅地造成事業費 735 万 3,000 円の主なものは、ナスパルタウンの分譲に係る購入者紹介謝礼、販売促進にかかる費用、分譲地の維持管理委託料と大山口駅前住宅団地の購入者への特典制度として定住促進助成金を計上いたしております。第 10 款

公債費 5,748 万 5,000 円は起債の償還金であります。

以上で議案第 32 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案 33 号 平成 23 年度大山町索道事業特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

本会計は平成 22 年度をもって廃止されます索道事業への地方公営企業法の適用を受けまして、新たな特別会計により適正に管理運営を図るものでございます。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,894 万 4,000 円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第 20 款第 10 項第 2 目雑入で、22 年度までの企業会計から引き継ぎますところの現金 1 億 464 万円と 23 年度分の指定管理納付金 2,430 万 4,000 円を見込んだものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款索道費第 5 項索道管理費、第 1 項索道管理費 1 億 2,804 万 4,000 円の主なものは、中の原ゲレンデ敷地使用料 1,578 万 7,000 円、各種団体・イベントへの負担金 209 万円、索道事業基金への積立金 1 億 1,000 万であります。

以上で議案第 33 号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第 34 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

第 1 条におきまして歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49 万 4,000 円と定めております。

歳入からご説明申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金 30 万円は、審査会を構成する本町を除いた 6 町村からの負担金であります。第 10 款繰入金 5 万円は、本町分の負担金相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。第 20 款諸収入 14 万 4,000 円は、現在の幹事町である日南町からの引継金 14 万 3,000 円と預金利子であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 48 万 4,000 円は、審査会委員及び事務職員の報酬 34 万 4,000 円、旅費 11 万 9,000 円、消耗品費 1 万 1,000 円、通信運搬費 5,000 円、会議室借上料 5,000 円を見込んでおります。第 10 款予備費の 1 万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第 34 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案 35 号 平成 23 年度大山町水道事業特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

はじめに、予算第 2 条業務の予定量でございますが、給水戸数 5,650 戸、年間総給水量 179 万立方メートル、一日平均給水量 4,904 立方メートルを予定しております。

次に予算第 3 条収益的収入及び支出を説明いたします。第 1 款水道事業収益の第 1

項営業収益は、給水収益の水道使用料と他会計からの負担金等で 2 億 2,460 万 1,000 円、第 2 項営業外収益は一般会計からの企業債の利息補助等で 1,133 万 9,000 円を計上して、水道事業収益の合計を 2 億 3,594 万円といたしております。

次に、支出第 1 款水道事業費用の第 1 項事業費用は、修繕費、人件費、減価償却費等で 1 億 7,176 万 4,000 円、第 2 項営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等で 5,245 万 7,000 円を計上し、水道事業費用の合計を 2 億 2,463 万 1,000 円といたしております。

次に予算第 4 条資本的収入及び支出でございますが、収入の第 1 款資本的収入では、他会計からの補助金等で 5,989 万 8,000 円、支出では建設改良によります工事費、また企業債の償還金などで 1 億 6,746 万 3,000 円を計上いたしております。以上で議案第 35 号の提案理由の説明を終わります。

日程第 33 議案第 36 号から日程第 47 議案 50 号

○議長（野口俊明君） 日程第 33、議案第 36 号 平成 22 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）から、日程第 47、議案第 50 号 平成 22 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）まで、計 15 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） それでは、議案第 36 号 平成 22 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、町税の収入額の調整、譲与税あるいは交付金等の額の調整、事業計画の変更及び決算見込みによります額の調整、特別会計繰出金の額の決定見込み等に伴いまして、歳入歳出予算の過不足を調整する必要が生じたこと、及び不測の事態によりまして翌年度に繰越して使用します事業の追加、地方債の変更等の事由により提案するものでございます。

この補正予算（第 8 号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 2,819 万円を減額をして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 122 億 5,249 万 2,000 円といたしております。

次に、第 1 表の歳入でございますが、各費目とも決算見込みによります増減でございます。

歳入の特徴的なものとしたしましては、第 55 款国庫支出金第 10 項国庫補助金の総務費国庫補助金でございまして、地域活性化交付金「住民生活に光をそそぐ交付金」の 2 次配分があり、943 万 3,000 円を追加、第 60 款県支出金第 10 項県補助金の農林水産業費県補助金で、豪雪災害に伴う「雪害園芸施設等復旧対策事業補助金」6,078

万 8,000 円を追加しております。

また、第 85 款諸収入第 25 項雑入の総務費雑入で、「鳥取県西部ふるさと振興基金」の廃止により、出資金、運用益金が市町村及び鳥取県に返還されることとなりまして、「鳥取県西部ふるさと振興基金出資金等返還金」4,996 万 5,000 円を新規計上いたしております。

次に歳出についてご説明を申し上げます。

歳出につきましても、それぞれの事業の決算見込みによります増減でございます、事業費の減額が大半でございます。

それでは今回の歳出の補正で増額をしております、主なものについてのご説明をいたします。

第 5 款議会費は 74 万 1,000 円の減額であります。第 10 款総務費は 1 億 5,914 万 2,000 円の追加で、増額の主なものは、第 5 項総務管理費の一般管理費で、財政調整基金積立金 1,823 万 1,000 円、減債基金積立金 1 億 9,734 万円の追加であります。減債基金の積み立てにつきましては、過疎債の活用による後年度の負担を無くすため、過疎債借入予定額の 30%の額をこのたび新規計上いたしております。第 15 款民生費は 4,867 万 9,000 円の減額で、第 5 項社会福祉費の社会福祉総務費で、住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、「小地域保健福祉活動支援事業」に取り組む予定といたしておりましたが、交付金の対象外とされたため、事業費全額 221 万 5,000 円を減額いたしております。増額の主なものは、第 10 項児童福祉費の保育所費で、住民生活に光をそそぐ交付金を活用した図書購入費 100 万円を追加いたしております。第 20 款衛生費は 3,033 万 9,000 円の減額でございます。第 30 款農林水産業費は 3,893 万 8,000 円の減額で、増額の主なものは、第 5 項農業費の農業振興費で、雪害対策に伴う園芸施設等復旧対策の補助金 1 億 539 万 8,000 円の追加、農地費で、国の補正予算に伴い、県営土地改良事業が前倒しとなりまして、中山 2 期地区県営畑地帯総合整備事業、名和 2 期地区県営畑地帯総合整備事業を合わせ 1,085 万円を追加いたしております。第 35 款商工費は 6,145 万 1,000 円の減額で、増額の主なものは、第 5 項商工費の商工振興費で、中小企業緊急経済対策融資保証料補助金を申し込み件数の増加により 400 万円追加をいたしております。第 40 款土木費は 3,563 万 5,000 円の減額で、増額の主なものは、第 5 項土木管理費の土木総務費で、起債借入をやめたことによりまして、宅地造成事業特別会計繰出金 1,865 万 4,000 円を追加いたしております。第 45 款消防費は 625 万円の追加で主なものは、第 5 項消防費の常備消防費で、西部広域行政管理組合負担金 515 万 3,000 円の追加、非常備消防費で消防団員の費用弁償 115 万 5,000 円を追加いたしております。第 50 款教育費は 6,140 万 8,000 円の減額で、増額の主なものは、住民生活に光をそそぐ交付金を満額活用するため、図書及び図書備品を第 10 項小学校費の学校管理費で、80 万円、第 15 項中学校費の学校管理費で、60 万円、第

20 項社会教育費の図書館費で、300 万円追加いたしております。人件費につきましては、明細書 60～62 ページを見ていただきたいと思います。そこにありますように特別職・一般職あわせて 3,793 万 2,000 円の減額であります。

次に第 2 条では、翌年度に繰越して使用することができる経費を「第 2 表繰越明許費補正」で追加及び変更をいたしております。追加事業は 16 事業 3 億 3,507 万 2,000 円の追加、変更事業は、住民生活に光をそそぐ交付金の事業費の変更によるものでございます。また、第 3 条では地方債の変更につきまして「第 3 表地方債補正」によりますこととして、合併特例事業をはじめ表中の起債事業限度額をあわせて 6,330 万円減額の変更を行っているところでございます。以上で、議案第 36 号の説明を終わります。

続きまして議案第 37 号 平成 22 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

この補正の予算は、大山インター工業団地の用地売却及び土地開発基金の利子の減額などにより行うものでございます。第 1 条におきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,996 万 2,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,006 万 4,000 円と定めております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款財産収入では、第 5 項財産運用収入で、土地開発基金利子 5 万 1,000 円を減額いたしております。第 10 項財産売払収入では、昨年 10 月に進出の協定を締結いたしましたニッパ株式会社に対しまして、本会計で造成をいたしました大山インター工業団地の用地の 1 区画の売払代金 7,000 万円を追加をいたしております。第 15 款繰越金では、1 万 3,000 円を追加いたしております。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款諸支出金では、第 5 項公有財産取得費で、土地開発基金に繰出し、基金積立てを行なうための経費 6,996 万 2,000 円を追加いたしております。以上で議案第 37 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 38 号 平成 22 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、住宅新築資金等貸付金の県補助金などの状況により、既定の予算に過不足を生じたので歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,216 万 2,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 2,485 万 5,000 円とするものでございます。

はじめに、歳入の主なものについて説明をいたします。

第 5 款県支出金第 5 項県補助金 1,018 万円の減額は、住宅新築資金等貸付助成事業補助金で、償還推進助成分によるものでございます。第 20 款諸収入第 10 項貸付金元利収入 199 万 1,000 円の減額は、現年度分 199 万 1,000 円によるものでございます。

次に歳出につきまして主なものについてご説明をいたします。

第 5 款総務費第 5 項総務管理費 1,250 万 4,000 円の減額は、主に一般会計繰出金 1,247 万 8,000 円を減額することによるものでございます。第 10 款公債費第 5 項公債費 34 万 2,000 円の増額は、繰上償還 1 件分の元利償還金によるものでございます。以上で、議案第 38 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 39 号 平成 22 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案の主な補正内容は、決算見込みによります不用額の減額及び決算により発生をいたしました繰越金を本会計の財源として追加するものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ 271 万 1,000 円を追加して、歳入、歳出それぞれ 1,669 万 4,000 円とするものでございます。

内容につきまして歳入からご説明いたします。

第 5 款管理収入 11 万円の増額は、21 年度に確定をいたしました過年度給水料。第 25 款繰越金 260 万 1,000 円の増額は、決算により発生をいたしました財源を追加するものでございます。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費第 5 項総務管理費の 59 万 5,000 円の減額の内容は、燃料費 5 万円、水質検査業務委託料 10 万円、消費税 44 万 5,000 円のそれぞれの減額でございます。

次に、第 90 款予備費 330 万 6,000 円の増額は、発生をいたしました繰越金の一部を繰り入れ、財源調整をするものでございます。以上で、議案第 39 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 40 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 4 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 45 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,956 万 9,000 円とするものでございます。

第 1 表を歳入からご説明をいたします。

第 5 款使用料及び手数料は、施設の使用料を決算見込みにより 107 万円の増額、第 10 款繰入金は一般会計からの繰入金で 171 万 3,000 円の減額、20 款雑収入を 19 万 3,000 円の増額といたしております。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費は 45 万円の減額といたしており、主なものは 1 目一般管理費のクリーニング代として役務費を 30 万円の増額、賄い材料費を 20 万円増額し、消耗品を 25 万円減額することで需用費を 5 万円の減額、その他決算見込みにより人件費等を減額調整いたしております。これで、議案第 40 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 41 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3

号)につきまして提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 8,590 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 23 億 4,780 万 1,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款国民健康保険税は実績で 1,886 万円の減額を見込んでおります。第 15 款国庫支出金 2,643 万 9,000 円の減額は、療養給付費等負担金の実績見込によります減額、高額医療費共同事業負担金の増額が主なものでございます。第 25 款療養給付費等交付金 4,168 万 6,000 円の増は、退職被保険者に係ります交付金の現年度分の減額及び過年度分の追加交付によります増額を見込んでおります。第 30 款県支出金 167 万 5,000 円の増は、高額医療費共同事業負担金の増額見込みが主なものでございます。第 35 款共同事業交付金 4,402 万 9,000 円の増は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の増額を見込んでおります。第 50 款繰入金 4 万 4,000 円の減は、一般会計繰入金の実績見込みによる減額であります。第 55 款繰越金 4,196 万 9,000 円の増は、前年度繰越金を増額計上するものでございます。第 60 款諸収入 188 万 6,000 円の増は、保険税に係る延滞金の減、第三者納付金の増額見込が主なものでございます。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 516 万円の減は、国保連合会システム負担金の減額が主なものでございます。第 10 款保険給付費 5,241 万円の増は、各保険給付費等の実績見込みにより増額するものでございます。第 35 款共同事業拠出金 1,834 万 1,000 円の増は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業への拠出金の実績見込みにより増額するものでございます。第 40 款保健事業費 358 万円の減は、特定健康診査等事業委託料及び疾病予防費の減額見込みによるものでございます。第 55 款諸支出金 2,617 万 2,000 円の増は、国県への過年度超過分償還金が主なものでございます。第 90 款予備費を 228 万 1,000 円減額して歳入歳出の調整を図っております。以上で議案第 41 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 42 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 5 号)につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ 1,171 万 2,000 円を減額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 億 8,506 万円とするものであります。

はじめに、歳入から説明をいたします。

第 5 款診療収入は、診療件数の見込み減により 2,300 万 2,000 円を減額、第 10 款サービス収入は、訪問リハビリ件数の見込み増により 155 万円を増額、第 15 款使用料及び手数料は、高齢者肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、新型インフルエンザ等の予防接種件数の見込み増により 918 万円を増額するものであります。第 30 款繰入金は、大

山診療所 2 階の利活用に係る起債の繰上償還金の確定によります増額と財源補填分の減額等により 56 万円を増額いたしております。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 404 万 2,000 円の減額は、主に嘱託職員や臨時職員賃金の不用額によるものであります。第 10 款医業費 1,326 万 7,000 円の減額は、主に医薬材料代や医療用備品購入費の見込み減による不用額であります。第 15 款公債費 559 万 7,000 円の増額は、大山診療所 2 階の目的外使用に伴いますところの起債の繰上償還金の額の確定によるものでございます。第 2 表「繰越明許費補正」でございしますが、現在着工中の大山診療所改修工事に係る監理料と工事請負費 2,215 万 2,000 円について、繰越する予定で計上いたしているところでございます。以上で議案第 42 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 43 号 平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 726 万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,928 万 1,000 円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第 5 款保険料 408 万 4,000 円の減額は、保険料の本算定によります 450 万円の減額と実績によります過年度分普通徴収保険料 41 万 6,000 円の増を合計したものでございます。第 20 款繰入金 347 万 4,000 円の減額は、広域連合の共回事務費の負担金の減による繰入金の減額によるものでございます。第 25 款繰越金は 29 万 8,000 円の増額でございします。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

第 5 款総務費 28 万円の減は、通信運搬費でございします。第 10 款後期高齢者医療納付金 678 万円の減は、保険料の本算定によりますところの減と、広域連合から示されました納付金の共回事務費負担金の減を合計したものであります。第 15 款諸支出金 20 万円の減は、実績によります過年度分の保険料還付金を計上いたしております。以上で議案第 43 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 44 号 平成 22 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から 237 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 19 億 5,371 万 9,000 円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第 5 款保険料 1,179 万 9,000 円の減は、実績見込による減でございします。第 15 款国庫支出金の 61 万 5,000 円の減額は、主に介護給付費に対する国の負担分及び調整交付金の実績見込によります減額、また介護予防事業交付金の減額によるものでござい

す。第 20 款支払基金交付金 397 万 9,000 円の増額は、主に介護給付費交付金の増によるものでございます。第 25 款県支出金 359 万円 9,000 円の減額は、主に保険給付費に対する県負担分の実績見込による減、地域介護・福祉空間整備交付金の国庫事業組替えによる減であります。第 30 款繰入金 51 万 1,000 円の減額は、保険給付費の増に対する町負担分を増額し、実績見込によります地域支援事業費等の減額によるものでございます。第 45 款町債 1,500 万円の増額は、保険給付費及び地域支援事業費に対して保険料収入が少ないことによります財政不足について、鳥取県介護保険財政安定化基金から貸付を受けるものでございます。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 9 万 8,000 円の増額は、主に主治医意見書作成委託料の増によるところのものであります。第 10 款保険給付費 1,853 万 3,000 円の増額は、現年度のこれまでの給付実績から算定した今後必要となります介護サービス等諸費等を増額するものでございます。第 15 款地域支援事業費 774 万 5,000 円の減額は、介護予防特定高齢者施策事業費及び一般高齢者施策事業費、また包括支援事業・任意事業費を減額するものでございます。第 90 款予備費 851 万 6,000 円の減額は、歳入歳出予算の調整に伴うものでございます。以上で議案第 44 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 45 号 平成 22 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)につきまして提案理由の説明をいたします。

本案の主な補正内容は、歳入は、下水道加入分担金、下水道使用料の増額、歳出は、不用見込み額の減額でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 472 万円を減額し、歳入、歳出それぞれ 5 億 495 万 6,000 円とするものでございます。

補正内容について歳入からご説明をいたします。

第 5 款分担金及び負担金の 30 万円の増額は、下水道加入分担金。第 10 款使用料及び手数料 118 万 6,000 円の増額は下水道使用料。第 25 款繰入金 620 万 6,000 円の減額は、事業費の減額によるもので一般会計からの繰入金でございます。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款事業費第 5 項総務管理費 25 万円の減額は、公用車購入時の入札減によるもの。また第 10 項農業集落排水事業費 447 万円の減額は、処理場維持管理委託料等の減額であります。第 10 款公債費は、公債費の財源に加入分担金を充当するための財源組み替えであります。これで、議案第 45 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 46 号 平成 22 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)につきまして、提案理由の説明をいたします。

本案の主な補正内容は、歳入は下水道加入分担金、下水道使用料の増額、歳出は不用見込額の減額であります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,037 万 9,000 円を減額し、歳入歳出それ

ぞれ 4 億 3,115 万 6,000 円とするものでございます。

補正内容につきまして歳入からご説明をいたします。

第 5 款分担金及び負担金 353 万 5,000 円の増額は下水道加入分担金。第 10 款使用料及び手数料 128 万 2,000 円の増額は下水道使用料。第 20 款繰入金 1,519 万 6,000 円の減額は、事業費の減額によるものでございまして一般会計からの繰入でございます。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款事業費第 5 項総務管理費 424 万 6,000 円の減額は、消費税等の減額でございます。第 10 項公共下水道事業費 613 万 3,000 円の減額は、委託料等の減額でございます。第 10 款公債費は、公債費の財源に加入分担金を充当するための財源組み替えであります。これで、議案第 46 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 47 号 平成 22 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 25 万円を減額をし、歳入歳出それぞれ 3,399 万 7,000 円とするものでございます。

補正内容につきまして歳入からご説明いたします。

第 15 款繰入金では一般会計繰入金 125 万 3,000 円の減額と、第 25 款諸収入では、落雷によります機器損傷に伴います町村有物件災害共済金 100 万 3,000 円の増額を見込んでおります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第 5 款総務費 25 万円の減額の主な理由は、光熱水費と保守点検委託料の実績によります減額でございます。以上で議案第 47 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 48 号 平成 22 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 8,900 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 214 万 6,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8686 万 1,000 円とするものでございます。

歳入からご説明をいたします。

第 10 款繰入金の 1,865 万 4,000 円の増額は、大山口駅前住宅団地の整備に対して起債を予定しておりましたが、一般会計からの繰入で実施することとなったため増額するものでございます。第 25 款町債の 2,080 万円の減額は、起債をとりやめることにより全額減額するものでございます。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款の宅地造成事業費 214 万 6,000 円の減額は、報償費、委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金の不用額について減額するものでございます。以上で議案第 48 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 49 号 平成 22 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 5 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、高規格道路工事に係りますケーブル移転工事の施工時期の変更等に伴い、所要の増減を行い、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 941 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 8,280 万 6,000 円とするものでございます。

補正内容につきまして、第 1 表を歳入からご説明をいたします。

第 15 款の財産収入 30 万円の減額は、貸付料の算定基礎となります多チャンネル加入者数が確定したことにより IRU 貸付収入額の確定によるものであります。第 20 款繰入金 993 万円の減額は、施設管理費の減額によるものでございます。第 30 款諸収入 81 万 2,000 円の増額は、電柱移転工事補償額の確定によるものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。

総務費 941 万 8,000 円の減額は、高規格道路工事に係るケーブル移転工事の施工時期の変更等による工事請負費 800 万円の減額、映像送出機材の購入計画変更によります備品購入費 141 万 8,000 円の減額によりものであります。

次に第 2 表「繰越明許費」でございますが、海外から部品調達のため日数を要する D - ONU 購入費を計上いたしております。以上で議案第 49 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 50 号 平成 22 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、収益的支出及び資本的収入支出について補正を行うものでございまして、収益的支出を 494 万 2,000 円増額するものでございます。

また、資本的収入を 1,934 万 1,000 円減額し、資本的支出を 3,332 万 9,000 円減額するものでございます。

補正内容につきまして説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の内支出の内訳は、第 1 款水道事業収益第 1 項営業費用目 6 で、資産消耗費 494 万 2,000 円は、棚卸資産であります水道資材の有無を精査した結果、貯蔵が確認できなかったため今回計上いたしましたものでございます。

次に資本的収入及び支出の内収入の内訳は、第 1 款資本的収入第 2 項負担金目 1 他会計負担金 1,934 万 1,000 円の減額は、今年度計画されていた山陰道関連の水道管移設補償工事（3 カ所）が、国土交通省の都合により中止となったことによるものであります。支出の内訳は、第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費目 1 固定資産購入費 152 万 9,000 円の減額は、旧名和地区内の配水池進入路及び配水管敷地の買収面積の確定により不用額となったものでございます。

目 2 配水管設備改良費 3,180 万円の減額は、今年度計画されていた山陰道関連の水

道管移設補償工事（3カ所）が、国土交通省の都合により中止となったことによるものでございます。以上で、議案第50号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） ここで休憩をいたします。再開は3時25分といたします。休憩します。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

日程第48 議案第51号から日程第50 議案第53号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。次に日程第48、議案第51号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第50、議案第53号 工事請負契約の締結について（大山地区拠点保育所新築工事）まで、計3件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） それでは上程いただきました議案第51号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

昨年8月、人事院より、一定の非常勤職員につきまして育児休業等の取得を可能としている民間の状況も踏まえ、育児休業等を取得することができるようにすることが適当であるとする意見の申出があり、国においては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正を行いました。その改正に併せて地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正することとなり、本年4月1日から施行されることになりましたので、本町の関係条例を改正するものでございます。

主な改正の内容は、一定の非常勤職員につきまして、子が1歳に達する日までの間、育児休業を取得することができるようにすること。また一定の非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で育児時間を取得することができるよう措置することなどとなっております。以上で議案第51号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第52号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

平成22年度に定員管理計画を策定いたしましたため、条例で定める職員の定数を改正するものでございます。町長部局を161名から155名に、教育委員会部局を95名から70名に、公営企業を10名から3名とするものでございます。これにより全体の職員定数は270名から232名となります。以上で議案第52号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 53 号 工事請負契約の締結につきまして提案理由の説明を述べさせていただきます。

本案は、平成 23 年 3 月 2 日付けで仮契約を締結いたしました大山地区拠点保育所新築工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、大山地区拠点保育所新築工事でございます。契約金額は 4 億 3,050 万円で、工期は議会議決の翌日から平成 24 年 2 月 29 日であります。契約の相手方は、米子市昭和町 25 番地 美保テクノス株式会社取締役社長 野津一成で、契約の方法は指名競争入札であります。以上で議案第 53 号の提案理由の説明を終わります。

以上ご審議どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

日程第 51 行政視察調査の報告について

○議長（野口俊明君） 日程第 51、行政視察調査の報告についてを議題にします。

さる 2 月 9 日から 2 月 10 日まで、議員 18 人が兵庫県洲本市・和歌山県上富田町・奈良県田原本町・大阪府堺市において、サッカー場施設整備と運営の状況、さらには地域の活性化、経済波及効果等に係る行政視察調査を行いましたので、この件について報告を求めます。副議長 西山富三郎君。

○副議長（西山富三郎君） 議員全員が参加した場合には、副議長が報告するというのが通例でございますので、議長のお許しを得ましたので、報告をいたします。行政調査を実施し、調査研究しましたので、その要旨を報告いたします。

1. 調査地、一つ目に兵庫県洲本市五色台運動公園「アスパ五色」であります。二つ目に和歌山県上富田町上富田スポーツセンターフットボールセンターは建設中であります。3 点目に奈良県田原本町奈良県フットボールセンターであります。4 点目の大阪府堺市は施設見学のみであります。

2. 視察の目的は、大山町では、平成 23 年度に神田地区の夕日の丘山香荘を中心とした地域休養施設を活用することにより、施設の利用率向上だけでなく地域全体の経済活性化を目指し、鳥取県アマチュアサッカーの拠点施設（鳥取県フットボールセンターとして認定を受ける予定）整備の計画があります。町は議会に対し、度々概要説明を行いました。しかし、賛否両論があり先進事例の視察調査を行い、議員一人ひとりが認識を深め職責に資するためであります。

3. 調査期間は、平成 23 年 2 月 9 日～10 日であります。

4. 出席者は、議員 18 人、副町長、担当職員 1 人、議会事務局職員 3 人であります。行政視察調査の概要を報告をいたします。始めに兵庫県洲本市五色台運動公園「アスパ五色」であります。平成 9 年に火葬場事業に係る関連事業の計画がなされたようで

あります。五色フットボールクラブの保護者会より天然芝グラウンドの建設の要望、署名・陳情があったようでございます。さらに兵庫国体「サッカー競技」の誘致等が背景であります。国体終了後における町民、町外の方の利用頻度、経済効果などを考慮しメリットが高いと判断し誘致、建設にいたっております。総事業費は、23億2,462万円であります。リフレッシュパーク整備事業が6億2,515万円、ふるさと交流イベント広場整備事業が4億13万円、屋内イベント広場整備事業12億9,934万円であります。

財源の内訳は、過疎債が15億2,770万円、地域総合整備事業債が5億6,230万円、財源対策債（調整分）4,000万円、臨時経済対策債2,460万円、一般公共債3,650万円、一般財源が1億3,352万円であります。

施設整備は、天然芝グラウンド（ティフトン芝）が2面で21,600㎡、サッカー練習場（クレー、夜間照明付）で1面25,200㎡、管理棟（鉄骨造1部2階建瓦葺）589.5㎡、観客席（芝メイングラウンド）643席、屋内イベント会場5,002.48㎡、総合体育館、鉄筋コンクリート造一部鉄筋造2階建瓦葺、調整池1ヶ所、管理形態は、市が整備運営をしております。

五色台運動公園は、サッカー協会と連携を密にしており、中学生以下の大きなサッカー大会（全国区）、県内の小・中学生の公式試合、また、高校生の選手権の準決、決勝などを年間行事に組み込んでいる。大学生の合宿はほとんどないがプロチームの合宿なども含め、この地域の大きなPRとなっている。平成16年では利用者数は8万1,000人程度であったが、5年間で10万人を越えています。

屋外施設の管理は、スポーツ芝専門の職員を育成し、正職3人、嘱託2人、臨時2人、シルバー2人（委託）の合計9人で行っています。

維持管理費では、22年度は4,000万円程度（管理経費2,300万円、人件費1,700万円）の支出予算で天然芝の維持管理に多額の経費（1,400万円）が掛かっています。また、収入に関して、21年度は、490万円程度の収入となっている。多くの人への利用を促進するために施設使用料を安価に設定している。歳入歳出のバランスは問題で財政からは常に指摘され、指定管理の話も出ている。数字だけを見ると持ち出しが多いが、子どもたちに、関係者、応援に来る方の宿泊や買い物、コンビニの売り上げなど、目に見えない地域への経済効果が大きいと言っています。

今後は、芝をアピールポイントの中心にし、他の施設との差別化をはかり、合宿やトレーニング、細部まで手の行き届いている魅力ある施設にしたいということでありました。

次に、和歌山県上富田町上富田スポーツセンターであります。平成7年に田辺・御坊地方のスポーツ・レクリエーションの拠点として建設している。上富田町は「スポーツによる人づくり、まちづくり」をキャッチフレーズにまちづくりに取り組んでい

ます。サッカー場（球技場）は、サッカー合宿の需要の増加や地域のサッカー人口の増加に伴い、また、地元ラグビーの強豪校もあり、平成13年に建設しています。地域スポーツ振興だけでなく、観光スポーツ事業の拠点として開設、経済効果も図っています。

事業費の内訳は、球技場2億2,000万円、球技場・多目的グラウンド改修4,200万円、平成22年改修事業費2億6,695万円、財源内訳は、日本サッカー協会助成金7,500万円、toto助成金1億3,695万円、自主財源5,500万円であります。

整備施設、サッカー関連であります。球技場（天然芝・スプリングラーが埋設してあります。多目的グラウンドAコート（人工芝・夜間照明付）1面が12,370㎡、多目的グラウンドBコート（天然芝・スプリングラー埋設）1面が1万371㎡であります。観客席が600席あります。屋外イベント広場（人工芝）1面2,000㎡、クラブハウス（鉄筋2階建、事務室、研修室、更衣室、シャワー室）331,77㎡、和歌山県フットボールセンター事務局兼用であるそうであります。

管理形態は、町が整備・運営をしています。

施設整備にあたっては、町民体育館の建設、野球場の整備、テニスコートの充実などサッカーに偏った整備を行っていないため、スポーツをしている団体からの反対意見はない。また、文化、教育面でも様々な取り組みをおこなっているため住民から反対意見はほとんどない。スポーツが文化、教育面や青少年の育成に良い影響を与えると考えている。厳しい財政状況の中で、町全体のバランスをとりながら、かつ上富田町の特長をだしていくために住民の理解を得て取り組みを進めている。住民の施設利用に関しては観光スポーツ施設としての位置付けとなっているため、毎週の利用は難しい。

これまでのスポーツセンター全体の利用実績としては、大学・社会人野球のキャンプ、プロ野球ウエスタンリーグ公式戦、Jリーグ柏レイソル・セレッソ大阪夏季キャンプなどがある。

22年度の年間利用者は現在4万5,000人を越え、今後の利用計画を見込むと6万人程度となる。増加数のほとんどは人工芝と天然芝を併用してのサッカーキャンプ。併用することにより長期間のキャンプが可能となる。また、環境として、何もなかったことがキャンプに集中できるとのこと。天然芝2面、人工芝1面という特長を出すことにより、近畿レベルの大会の申し込みが殺到している。サッカー以外の利用はラグビー、野球、グラウンドゴルフ、ソフトボール、アスレチック、運動会など。

サッカー場の施設の管理は、管理のノウハウをもつ民間に委託をしている。運営方法は直営であるが、近い将来民間委託を考えている。

施設の維持管理費は21年度決算で3,480万円（人件費含む・通常経費のみ）。使用料収入は840万円。改修に伴い、3月議会で使用料金を上げる予定。数字だけを見る

と持ち出しはあるが、合宿や大会のほとんどは県外からの利用者なので、宿泊や弁当、お土産などの経済波及効果、青少年の健全育成、雇用創出、健康増進による国保、介護費等の減少などの見えない全体の費用対効果があると考えます。さらにはこの紀南地方を知っていただくメリットとなっている。宿泊は7割が町外施設であるが、この地域全体の盛り上がり、経済波及効果があれば充分と考えている。県外のチーム、トップアスリートと地元の交流により、地域の子どもたちや指導者に与える影響は計り知れないものがあるとのことであります。

3番目に、奈良県田原本町であります。奈良県フットボールセンター、奈良県フットボールセンターは、奈良県人口密集地のほぼ中心に位置し、県内のサッカーの拠点となっている。社団法人奈良県サッカー協会が施設管理を行い、キッズからシニアまでの競技会、ユース世代強化育成事業でもあるトレーニングセンター、キッズサッカースクールなどの多種事業を実施し、県内サッカー競技普及・育成・強化に努めて行く。サッカーファミリーだけでなく一般のあらゆる競技のスポーツの愛好者にも開放し、県内のスポーツ種目を超えたコミュニケーションの場としても活用されている。

総事業費は、2億330万円、財源内訳は、日本サッカー協会から7,500万円、奈良県から9,500万円、奈良県サッカー協会が2,370万円、協力金が1,000万円であります。

整備施設であります。グラウンド（ロングパイル人工芝・周囲防球ネット）1面7,140㎡、夜間照明4基、クラブハウス、駐車場73台・マイクロバス4台、管理形態自主整備・運営であります。

サッカー施設は、県内にサッカー専用のグラウンドがなかったので整備。地元説明会は、行政をとおし自治会に行った。これまでの利用実績としては、土日・祝日で選手関係が2万人、観戦者1万人、平日で選手、指導者が7,000人の合計3万7,000人。年間稼働率は土日・祝日は100%、平日は午後5時からが60%程度。サッカー以外の利用としては、グラウンドゴルフ等。来年度は地元自治体への無料開放、土日に年4回のイベント、夏休み期間に子どもサッカー教室を開催する予定であります。

施設は高校跡地（県の土地）に建設し、県に年間使用料39万円を支払う。その6割がまちの活性化のための補助金として返ってくる。維持管理費は、月に82万円程度。利用料金はサッカー協会登録チームとそれ以外で時間帯により分けている。決算状況はまだ出ていないが採算は取れている。地域の経済波及効果は近くのコンビニ売り上げの向上、最寄の駅からフットボールセンターまでの道沿いの自動販売機の売り上げが高いと聞いています。

今後も県民にとけ込んだ地域密着型スポーツとして、多くの人々に愛されるスポーツにするための普及活動を行っていく。

最後でございますが、大阪府堺市堺サッカーナショナルトレーニングセンターがあ

ります。これは施設見学のみでありました。

整備施設は、天然芝メインフィールドが1面、観客席・クラブハウス、天然芝フィールド4面、人工芝フィールド2面、人工芝フィールド6面、屋根付フットサルフィールド3面、屋根無フットサルフィールド5面、人工芝フィールド1面とものすごい数でありまして、非常に大きな施設があるなど感じて帰ったしだいでありました。

概略で申し訳ありません。ありがとうございました。

○議長（野口俊明君） ただいまの副議長からの行政視察調査報告に対して、質疑があれば受けます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） これで、行政視察調査の報告を終わります。

散会報告

○議長（野口俊明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。次会は、明日4日に会議を開き、議案に対する質疑を行いますので、定刻の9時30分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会します。ごくろうさんでした。

午後3時48分 散会